

第3期大台町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

大 台 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計.....	4
2 就業の状況.....	10
3 大台町における主な子育て支援の取り組み.....	11
4 子ども・子育てに関するアンケート調査からみる現状.....	18
5 大台町の子ども子育て支援の課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本理念.....	32
2 計画策定の視点.....	33
3 計画の基本目標.....	35
4 施策の体系.....	37
第4章 目標実現のための施策.....	38
1 全ての子どもの権利の保障及び健やかな成長の支援.....	38
2 教育・保育、子育て支援の充実.....	43
3 子育て支援体制の充実.....	45
4 持続可能な地域の担い手となる子どもの育成の推進.....	48
5 安心して子どもを生み育てられる環境の整備.....	51

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .. 54

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 54
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 57
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 63
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 64

第6章 計画の推進体制..... 80

- 1 庁内の連携協力の推進 80
- 2 子どもの意見を尊重した施策の推進 80
- 3 計画の進捗管理 80



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年4月に、国においてこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭の子育てに対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

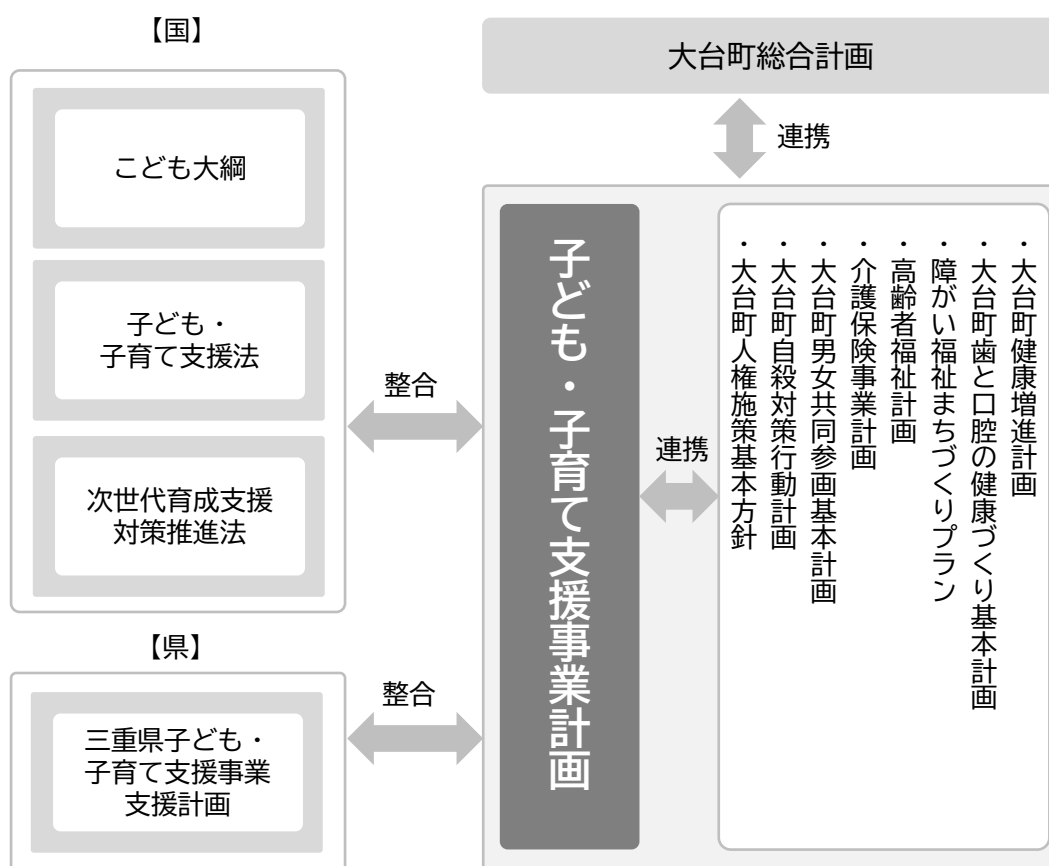
本町においては、平成22年度から、「大台町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。令和2年3月には、「第2期大台町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」を基本理念に、次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちの実現を目指しています。

今回、「第2期大台町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第3期大台町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画と言う。）を策定し、その計画に沿って施策を推進していきます。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、大台町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものです。

なお、本町のまちづくりの総合的指針である「大台町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り、策定しました。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は、計画期間内であっても見直すこととします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期大台町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、サービス利用及び生活実態と、地域の子育て支援や保育サービスなどの量的及び質的なニーズを把握するため、下記のアンケート調査を実施しました。

① 調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児童実態調査	215 通	120 通	55.8%
小学校児童実態調査	306 通	157 通	51.3%
若者意識調査【WEB調査】	316 通	145 通	45.9%

② 調査期間

未就学児童実態調査・小学校児童実態調査：令和6年6月26日～令和6年7月22日

若者意識調査【WEB調査】：令和6年10月23日～令和6年11月5日

(2) 大台町子ども・子育て支援事業策定委員会による審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、「大台町子ども・子育て支援事業策定委員会」にて、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

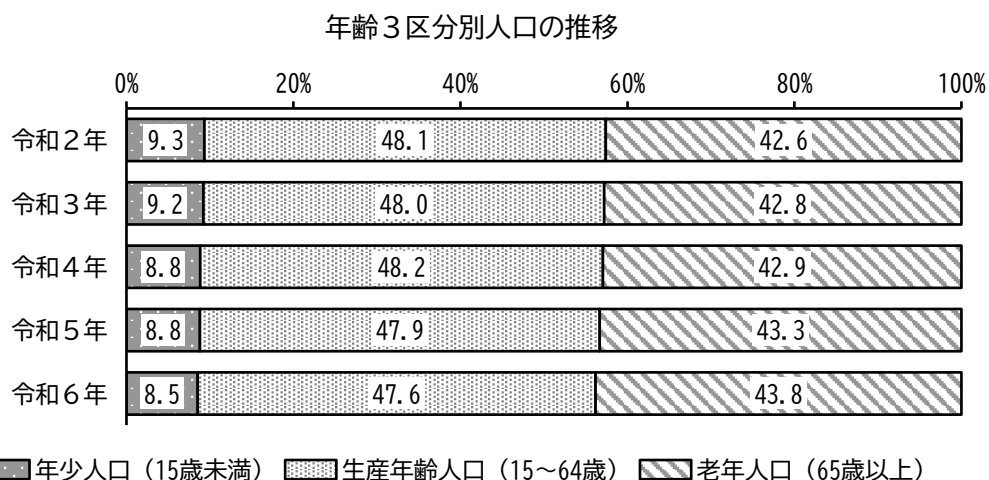
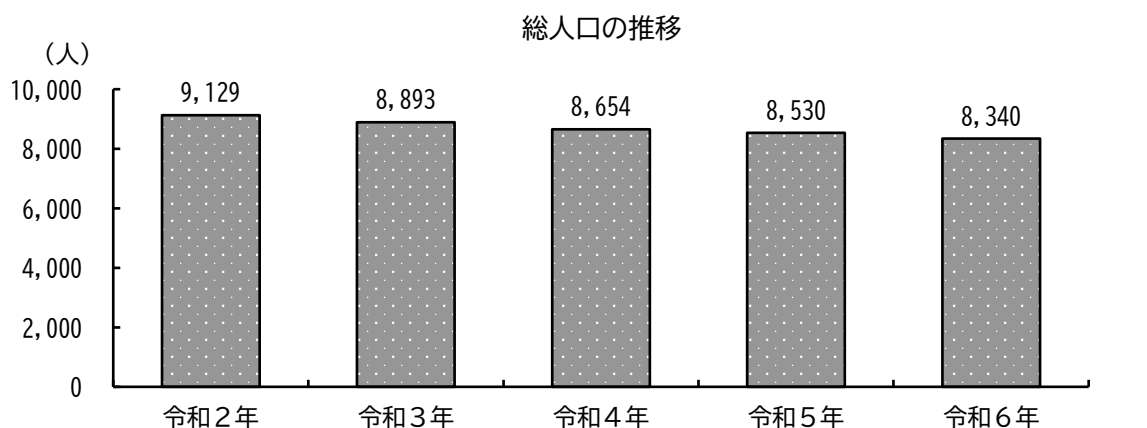
1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

住民基本台帳における総人口の推移をみると、年々減少しており、令和6年（4月1日）では8,340人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、令和6年には8.5%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、令和6年の高齢化率は43.8%となっています。

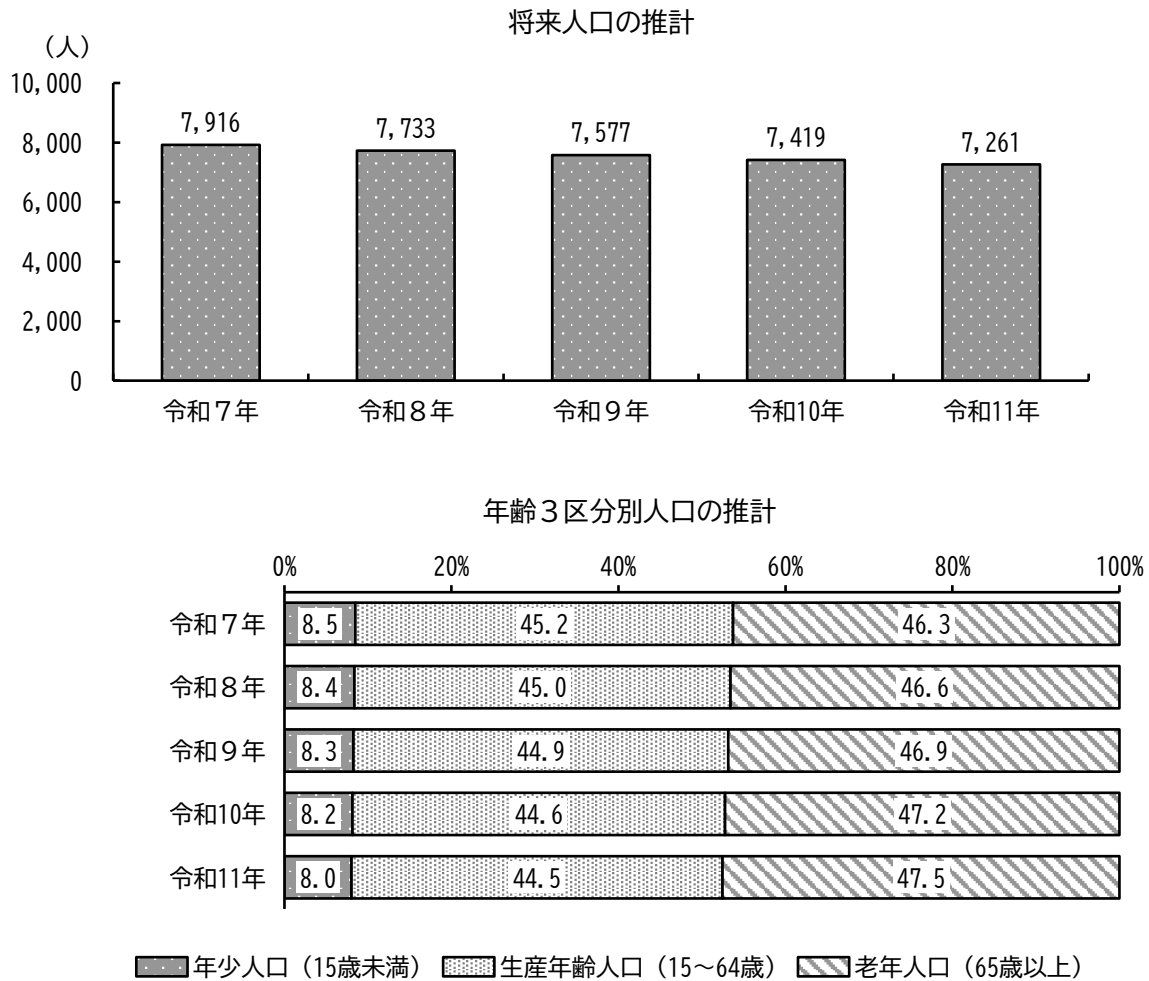


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、今後も人口は減少するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少し、令和11年には8.0%と予測されています。また、生産年齢人口も減少すると予測されています。

一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、令和11年の高齢化率は47.5%と予測されています。

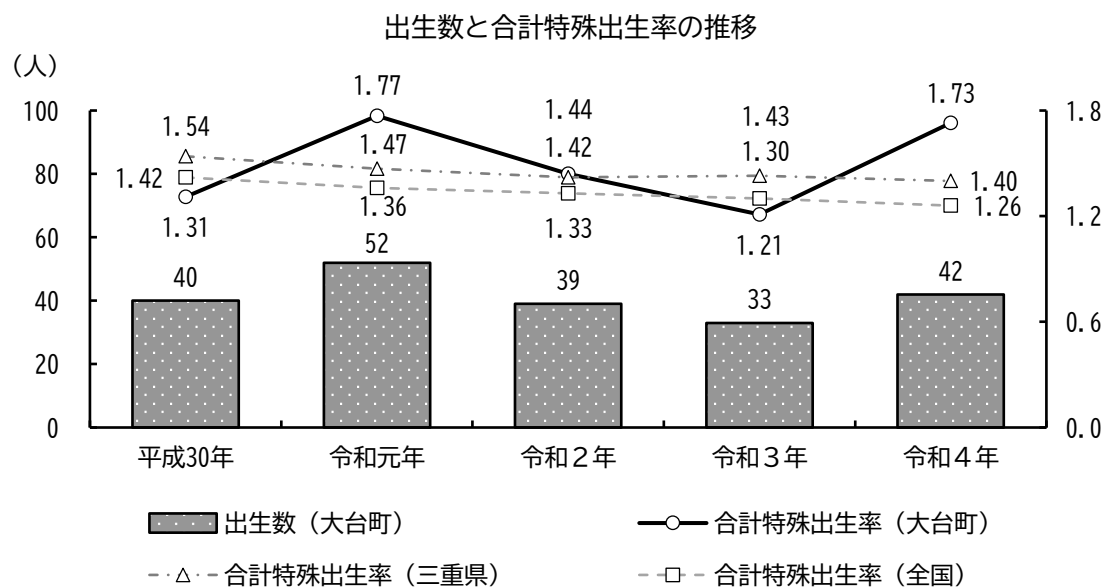


資料：国立社会保障・人口問題研究所を基に推計を算出

(2) 出生数の推移

出生数は、年間30～50人台で推移しており、令和4年の出生数は42人でした。

また、一人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、年により上下を繰り返しており、令和4年では1.73となっています。

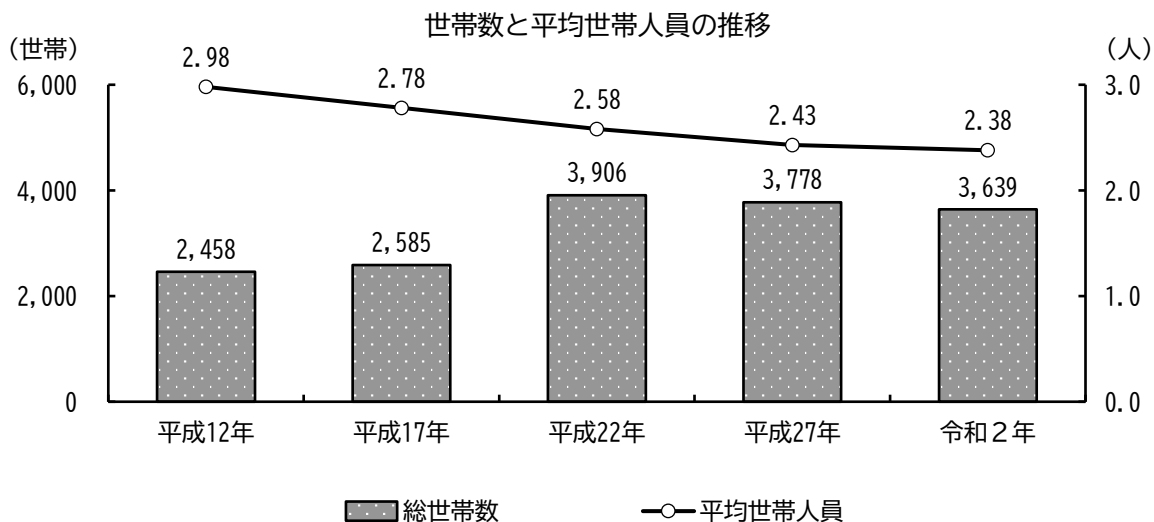


資料：三重県「三重県の人口動態統計」

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

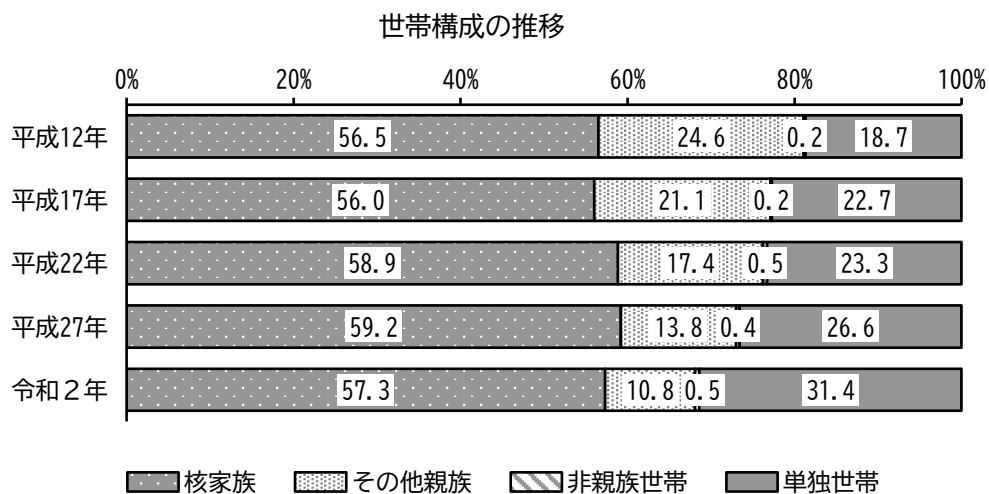
世帯数は、平成22年までは増加していましたが、その後減少しており、令和2年で3,639世帯となっています。また、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、令和2年には2.38人となっています。



資料：国勢調査

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、約6割を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、令和2年では31.4%となり、全世帯の約3分の1は単独世帯となっています。

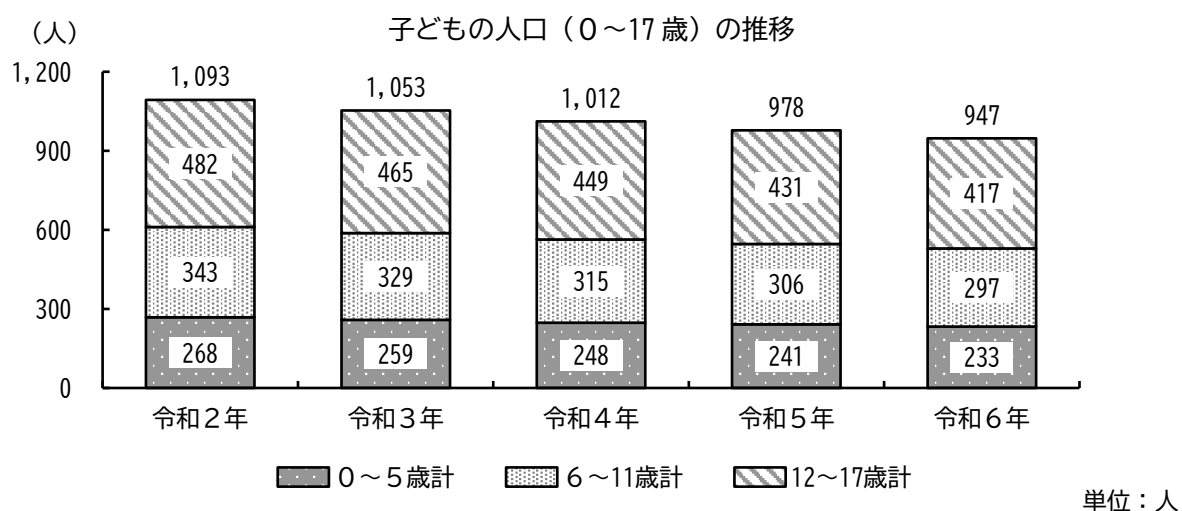


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

0～5歳、6～11歳、12～17歳の人口は、いずれも減少傾向にあります。令和5年には0～17歳人口は1,000人を下回っています。

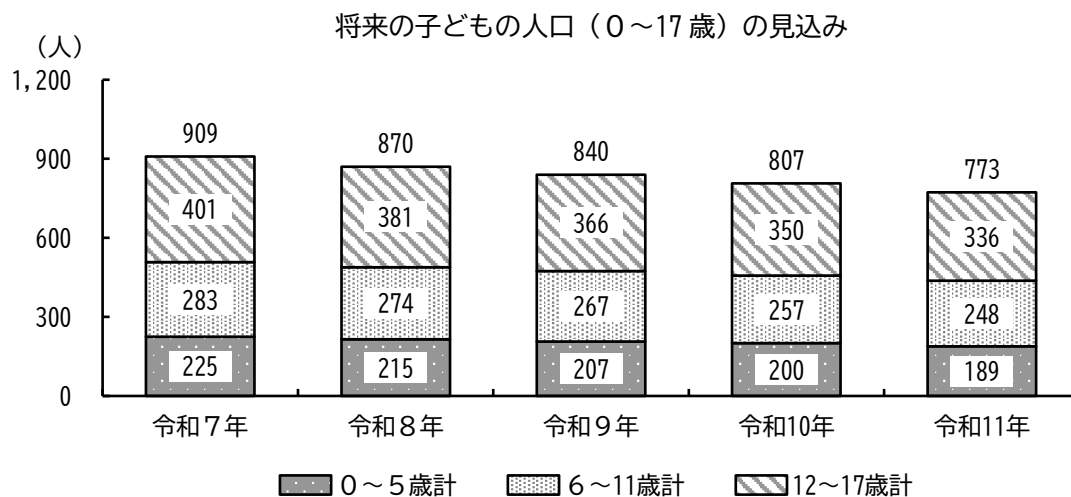


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	33	31	30	29	28
1歳	50	48	46	45	43
2歳	44	42	40	39	38
3歳	44	44	42	41	39
4歳	56	54	52	50	49
5歳	41	40	38	37	36
6歳	53	51	49	48	47
7歳	52	50	48	47	46
8歳	62	60	58	57	56
9歳	53	52	50	49	48
10歳	57	54	51	48	46
11歳	66	62	59	57	54
12歳	62	59	56	53	50
13歳	79	75	71	67	64
14歳	74	70	66	63	60
15歳	61	59	58	56	55
16歳	101	100	98	95	93
17歳	105	102	100	97	95

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は減少していくものと予測されています。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	27	26	25	24	23
1歳	42	40	39	37	35
2歳	36	34	34	32	30
3歳	39	36	34	33	31
4歳	46	45	43	42	40
5歳	35	34	32	32	30
6歳	45	43	42	41	39
7歳	44	42	42	40	38
8歳	54	52	50	48	46
9歳	46	45	43	41	40
10歳	44	42	41	40	39
11歳	50	50	49	47	46
12歳	48	46	44	43	42
13歳	60	58	56	54	53
14歳	56	54	53	51	50
15歳	54	50	48	46	43
16歳	91	86	82	77	73
17歳	92	87	83	79	75

資料：コーホート変化率法による推計値

2 就業の状況

(1) 就業人口の動向

① 産業人口の動向

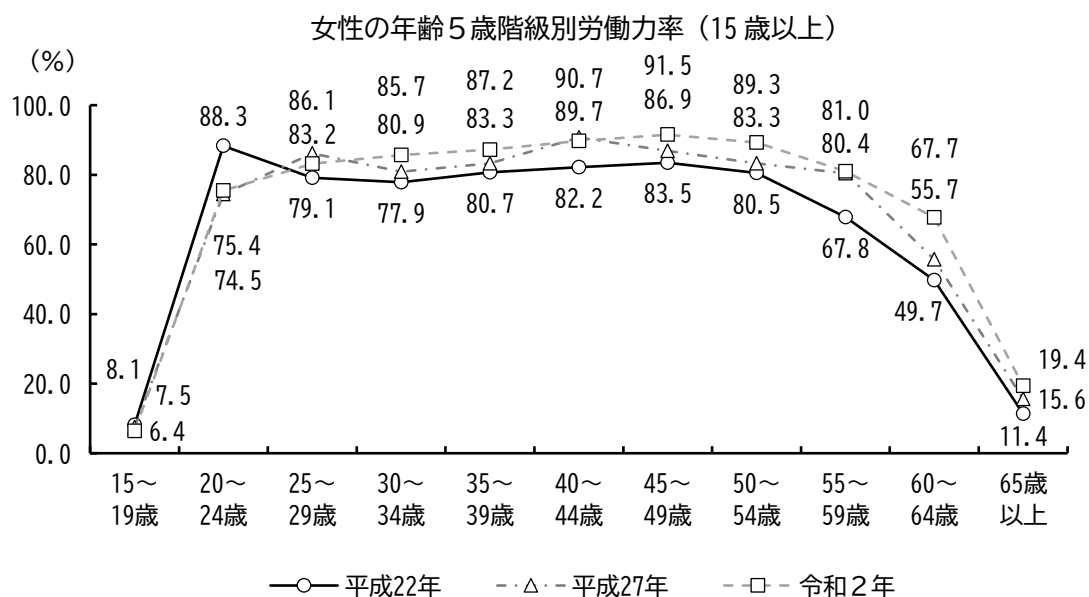
就業人口の総数をみると、男女ともに平成22年までは増加傾向にありましたが、平成27年以降減少しています。産業分類別にみると、男女ともに第1次産業、第3次産業が減少しています。

	男性				女性			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数(人)	2,085	2,557	2,372	2,108	1,641	2,094	2,011	1,860
第1次産業(%)	10.4	10.8	10.4	9.3	7.9	5.3	5.2	5.1
第2次産業(%)	39.2	37.9	34.0	34.2	26.2	22.6	19.8	20.1
第3次産業(%)	50.3	50.6	53.4	52.4	65.6	71.6	72.4	70.6
分類不能(%)	0.1	0.8	2.2	4.1	0.2	0.5	2.6	4.2

資料：国勢調査

② 女性の年齢ごとの就労状況

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率の推移をみると、平成27年までは30歳代前半で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられていましたが、令和2年では30～34歳の労働力率が上昇し、「M字カーブ」がみられなくなりました。



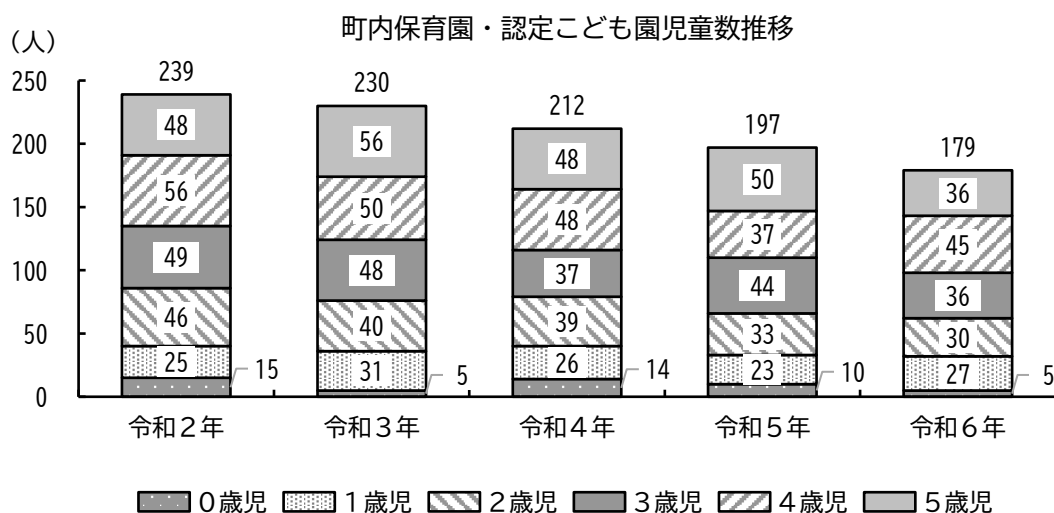
資料：国勢調査

3 大台町における主な子育て支援の取り組み

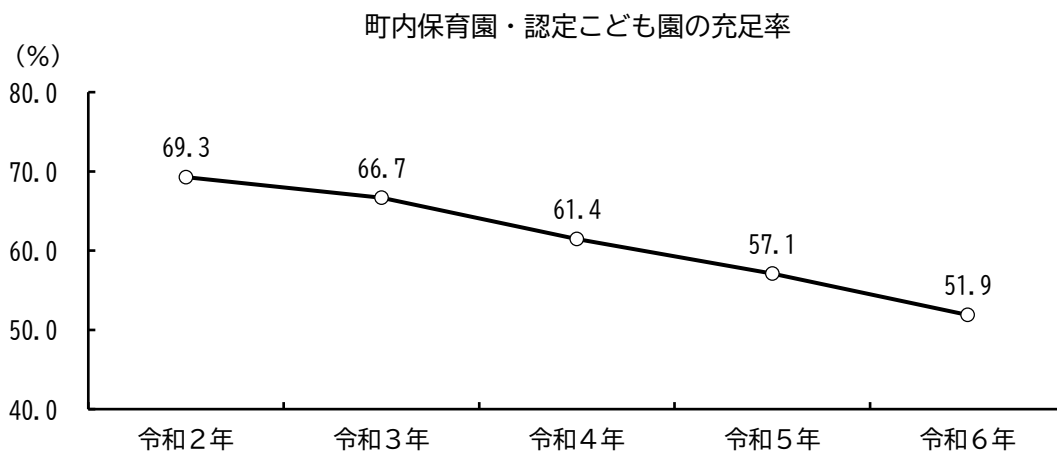
本町における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

① 保育園及び認定こども園の状況

保育については、保育園3か所、認定こども園1か所にて実施しています。保育園及び認定こども園に就園する児童数は年々減少しています。また、定員数に対する充足率は令和6年には51.9%となっています。



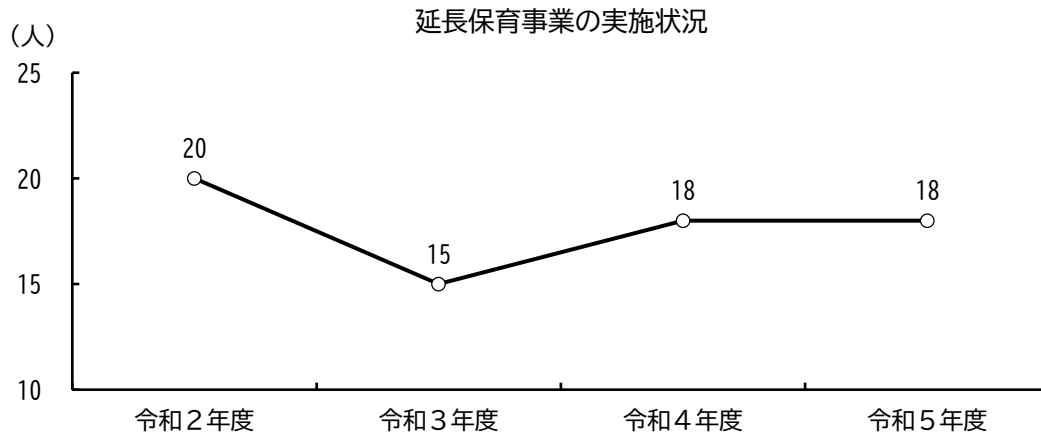
資料：子ども教育課（各年4月1日現在入所見込含む）



資料：子ども教育課（各年4月1日現在）

② 延長保育事業

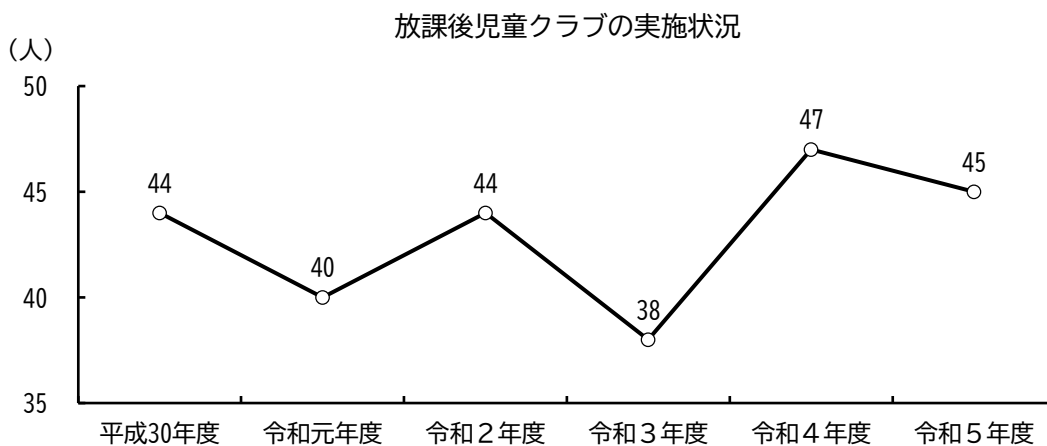
延長保育については、全ての保育園及び認定こども園で実施しています。利用者数は横ばいで推移しています。



資料：子ども教育課

③ 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）については、日進学童保育ペンギンクラブ（日進・川添地区）、学童保育げんきっこクラブ（三瀬谷地区）、学童保育どんぐりっ子（宮川地域）の3か所で開設されており、利用者（毎日）数は増減を繰り返しながら推移しています。



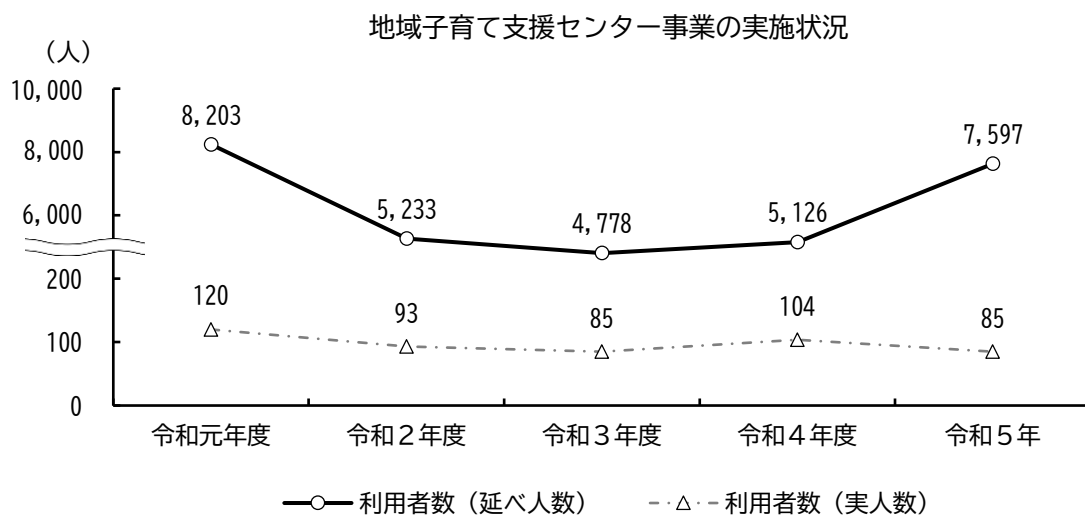
資料：子ども教育課

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）については、現在は、いせ子どもの家（伊勢市）との協定により委託していますが、令和6年3月末時点の利用実績はありません。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

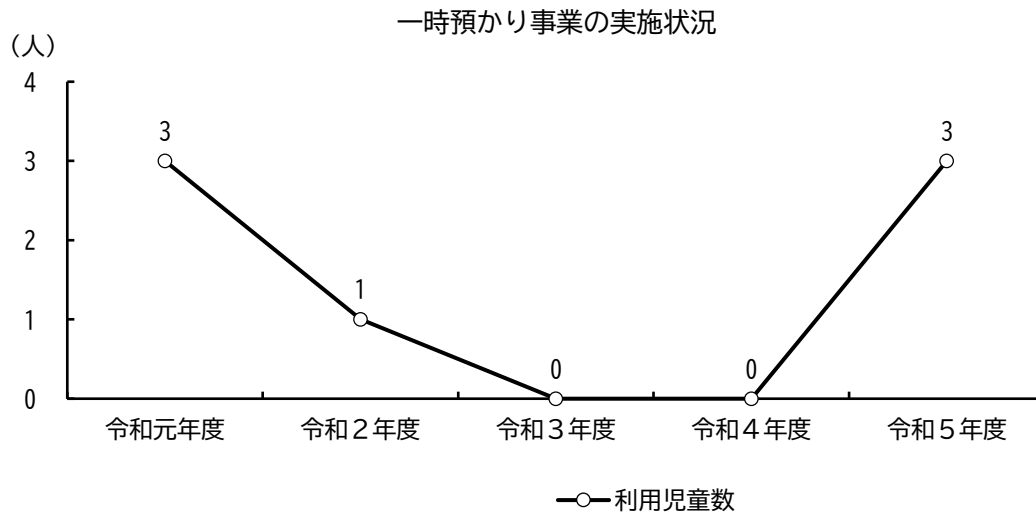
子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする子育て支援センターについては、令和5年度は延べ人数で7,597人の利用がありました。



資料：子育て支援センター

⑥ 一時預かり事業

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業は、全ての保育園及び認定こども園で実施しており、令和元年度から令和5年度の間での利用児童数は0～3人となっています。



資料：子ども教育課

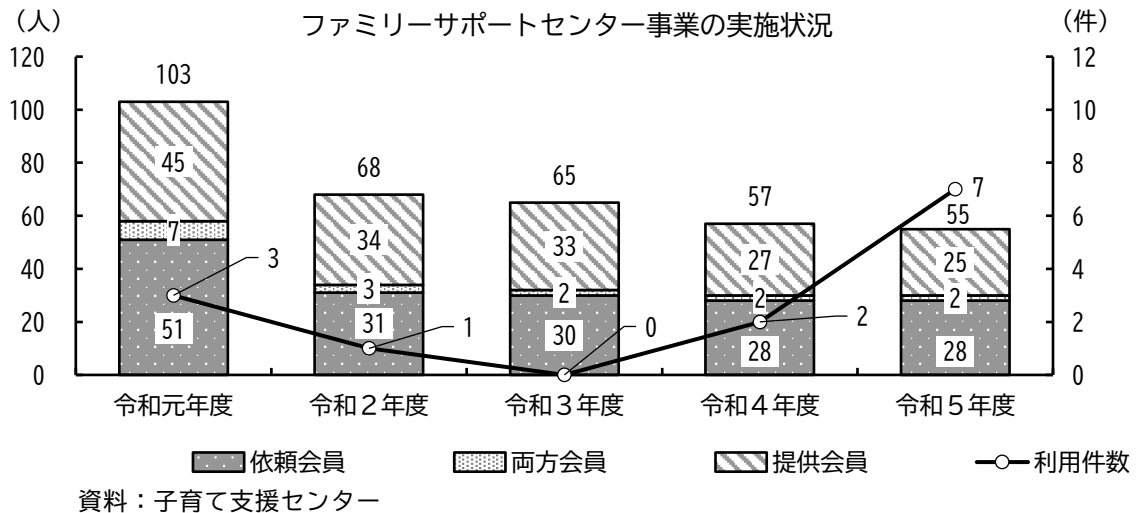
⑦ 病児・病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、松阪市との協定により事業を委託して実施していますが、令和6年3月末時点の利用実績はありません。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が、有償で子どもを預かるなど相互援助活動組織で、依頼会員は生後3か月から小学6年生までの子どもを持つ保護者です。

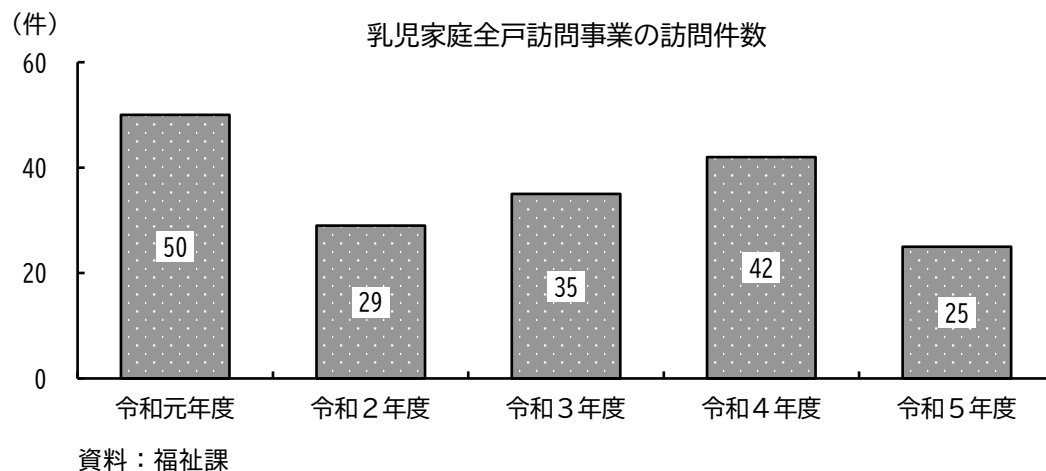
依頼会員は、毎年新規登録がありほぼ横ばいですが、提供会員は、減少しています。利用件数は、令和3年度以降増加傾向となっています。



⑨ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

原則として生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問しており、出生数に比例し、年間20～50件ほどで推移しています。

また、継続支援が必要な家庭へは繰り返し訪問し、特に支援が必要な家庭へは養育支援訪問事業として保健師等が訪問しています。



⑩ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待が疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しています。令和元年度以降、実績はありません。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問延べ件数（件）	0	0	0	0	0
訪問実家庭数（件）	0	0	0	0	0

資料：福祉課

⑪ 妊婦一般健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用の一部（14回）を助成しています。対象となる妊婦数が減少しており、令和5年度の受診数は延べ300回となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診券交付数	44	33	36	27	30
受診者実人数（人）	72	49	57	54	39
延べ回数	546	407	428	407	300

資料：福祉課

母子保健サービスの状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付	交付者(人)	43	33	36	27	30
4 か月児健康診査	対象児童(人)	50	41	35	41	24
	受診児童(人)	50	41	35	41	24
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10 か月児健康診査	対象児童(人)	44	38	34	38	40
	受診児童(人)	44	38	33	38	39
	受診率(%)	100.0	100.0	97.1	100.0	97.5
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児童(人)	40	45	38	37	40
	受診児童(人)	38	45	38	37	40
	受診率(%)	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3 歳 6 か月児 健康診査	対象児童(人)	55	56	35	45	42
	受診児童(人)	54	56	33	45	42
	受診率(%)	98.2	100.0	94.3	100.0	100.0
発達相談 (健康相談含む)	延べ人数	37	25	45	39	58

資料：福祉課

4 子ども・子育てに関するアンケート調査からみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

次期計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関するサービスの「利用状況」や「今後の利用希望」を把握するための基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児童実態調査	215 通	120 通	55.8%
小学校児童実態調査	306 通	157 通	51.3%
若者意識調査【WEB調査】	316 通	145 通	45.9%

③ 調査期間

未就学児童実態調査・小学校児童実態調査：令和6年6月26日～令和6年7月22日

若者意識調査【WEB調査】：令和6年10月23日～令和6年11月5日

④ 調査結果の表示方法

前回調査では、無回答を除いて集計をしているため、前回調査の無回答の表記を「－」としております。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

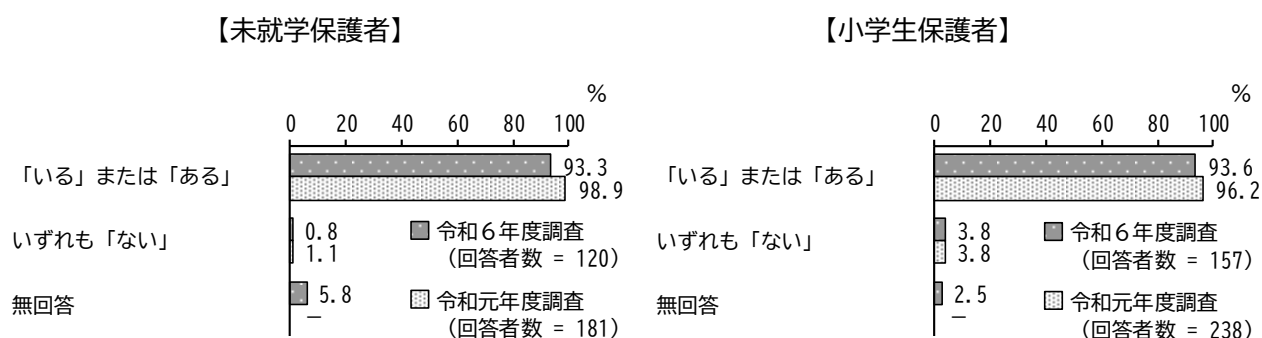
① 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

未就学保護者では、「いる」または「ある」の割合が93.3%、「いずれも「ない」」の割合が0.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「いる」または「ある」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「いる」または「ある」の割合が93.6%、「いずれも「ない」」の割合が3.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



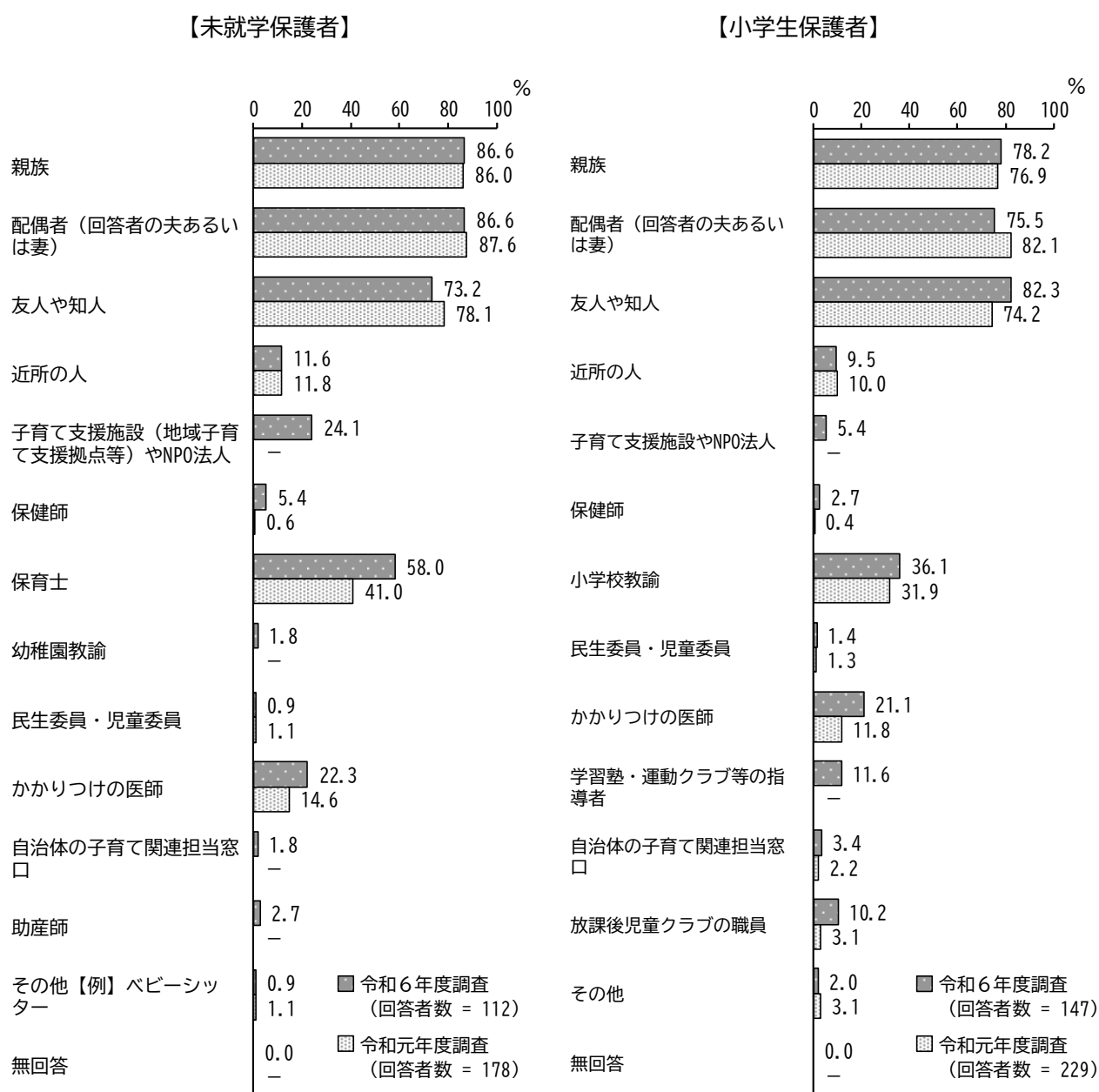
② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

未就学保護者では、「親族」、「配偶者（回答者の夫あるいは妻）」の割合が86.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「保育士」「かかりつけの医師」の割合が増加しています。

小学生保護者では、「友人や知人」の割合が82.3%と最も高く、次いで「親族」の割合が78.2%、「配偶者（回答者の夫あるいは妻）」の割合が75.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「友人や知人」「かかりつけの医師」「放課後児童クラブの職員」の割合が増加しています。一方、「配偶者（回答者の夫あるいは妻）」の割合が減少しています。



※前回調査では、「子育て支援施設（地域子育て支援拠点等）やNPO法人」、「幼稚園教諭」、「自治体の子育て関連担当窓口」、「助産師」の選択肢はありませんでした。

(3) 保護者の就労状況について

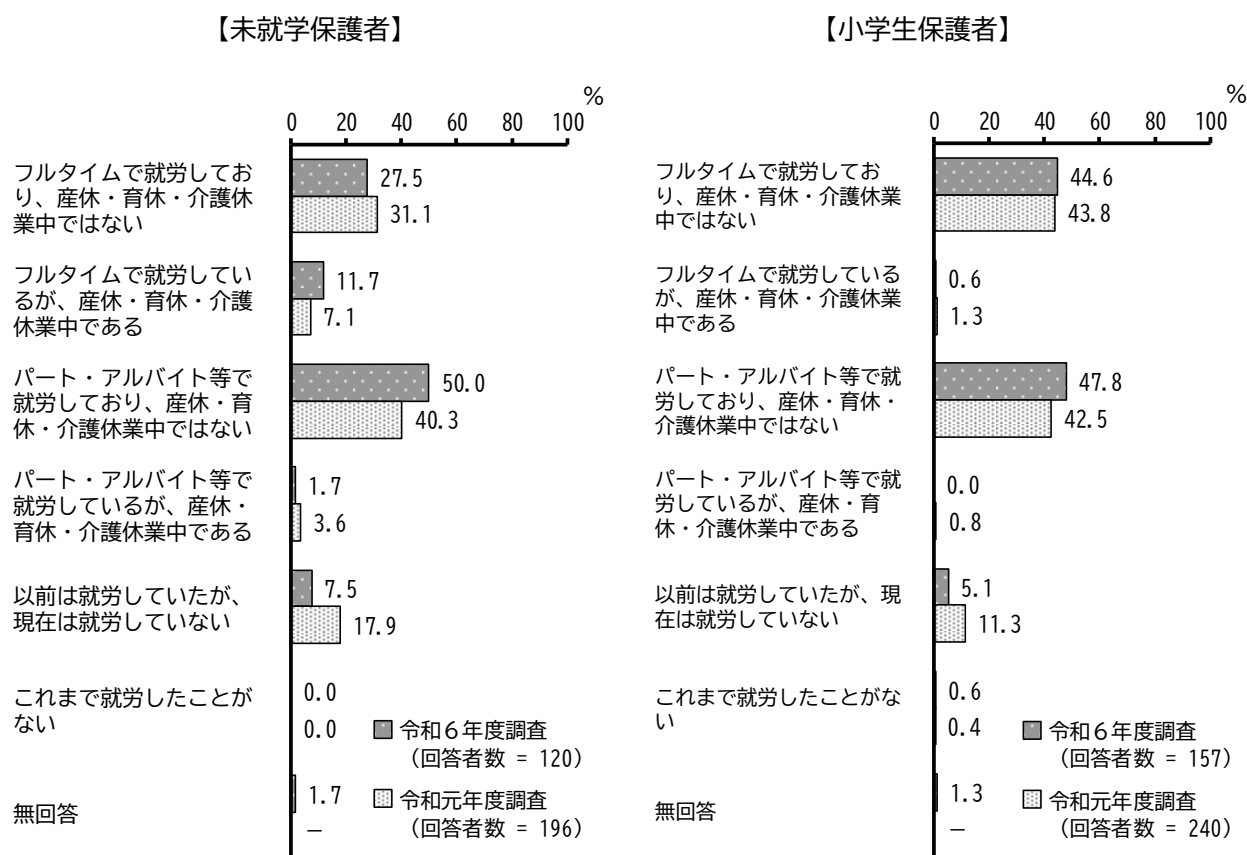
① 母親の就労状況

未就学保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が50.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が11.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が47.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が44.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

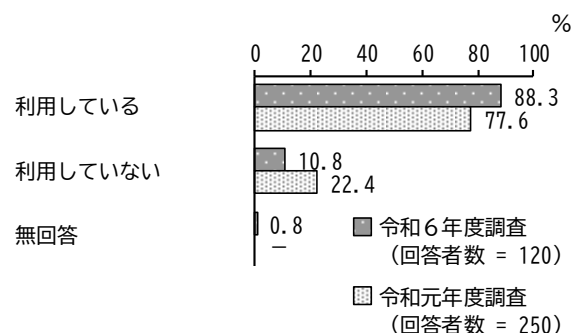


(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(未就学保護者)

① 「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

「利用している」の割合が88.3%、「利用していない」の割合が10.8%となっています。

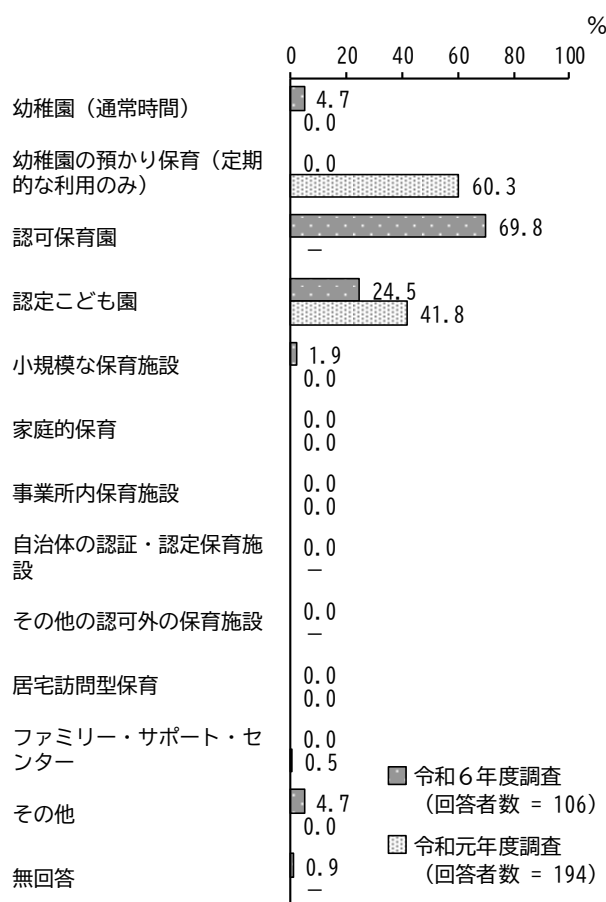
令和元年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



② 利用している教育・保育事業

「認可保育園」の割合が69.8%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が24.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」「認可保育園」の割合が減少しています。

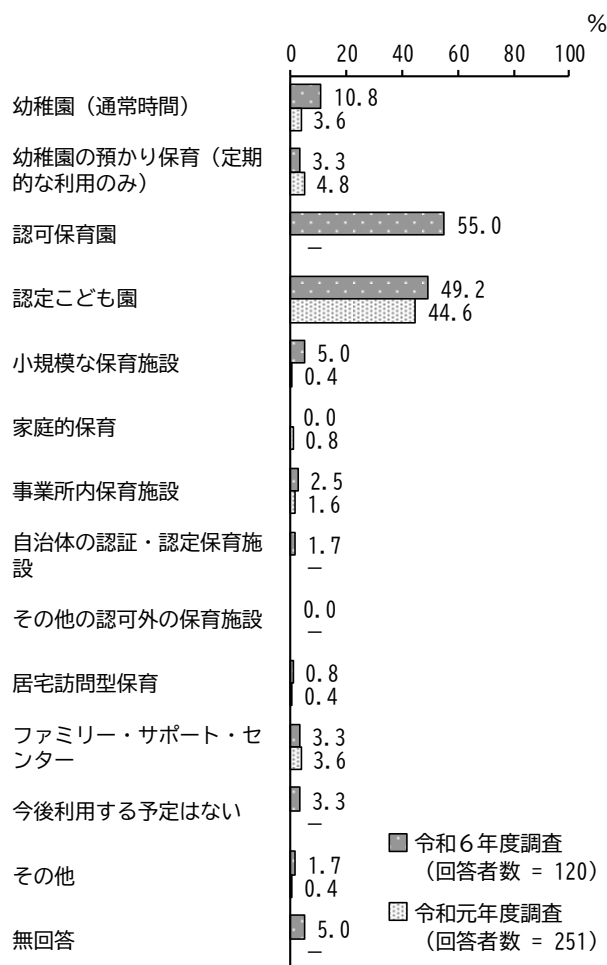


※前回調査では、「認可保育園」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」の選択肢はありませんでした。

③ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

「認可保育園」の割合が55.0%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が49.2%、「幼稚園（通常時間）」の割合が10.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「幼稚園（通常時間）」の割合が増加しています。



※前回調査では、「認可保育園」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」、「今後利用する予定はない」の選択肢はありませんでした。

(5) 病気の際の対応について

① 子どもが病気やケガで事業が利用できなかった、または、小学校に通えなかったことの有無

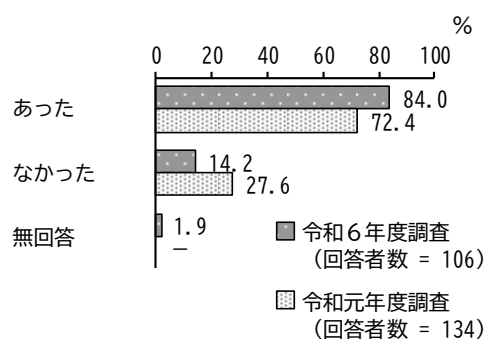
未就学保護者では、「あった」の割合が84.0%、「なかった」の割合が14.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。

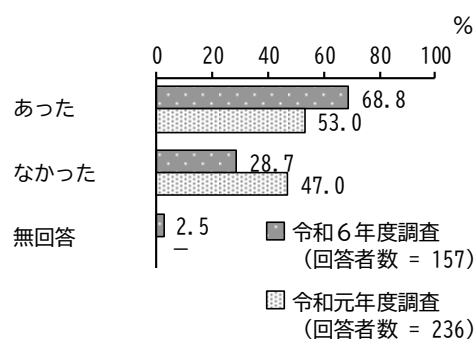
小学生保護者では、「あった」の割合が68.8%、「なかった」の割合が28.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】



② 1年間に行った病気やケガの際の対処方法

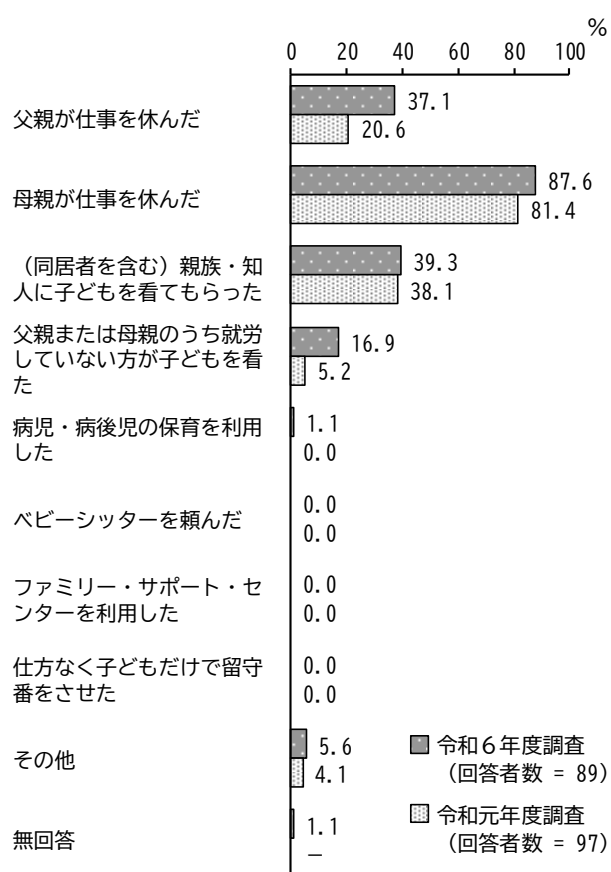
未就学保護者では、「母親が仕事を休んだ」の割合が87.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が39.3%、「父親が仕事を休んだ」の割合が37.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」「父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た」などの割合が増加しています。

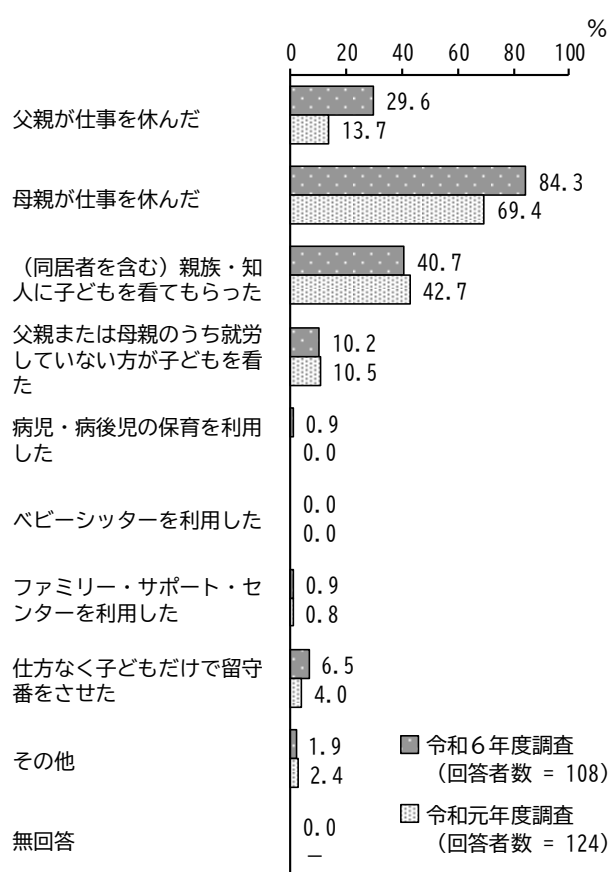
小学生保護者では、「母親が仕事を休んだ」の割合が84.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が40.7%、「父親が仕事を休んだ」の割合が29.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」などの割合が増加しています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について (未就学保護者)

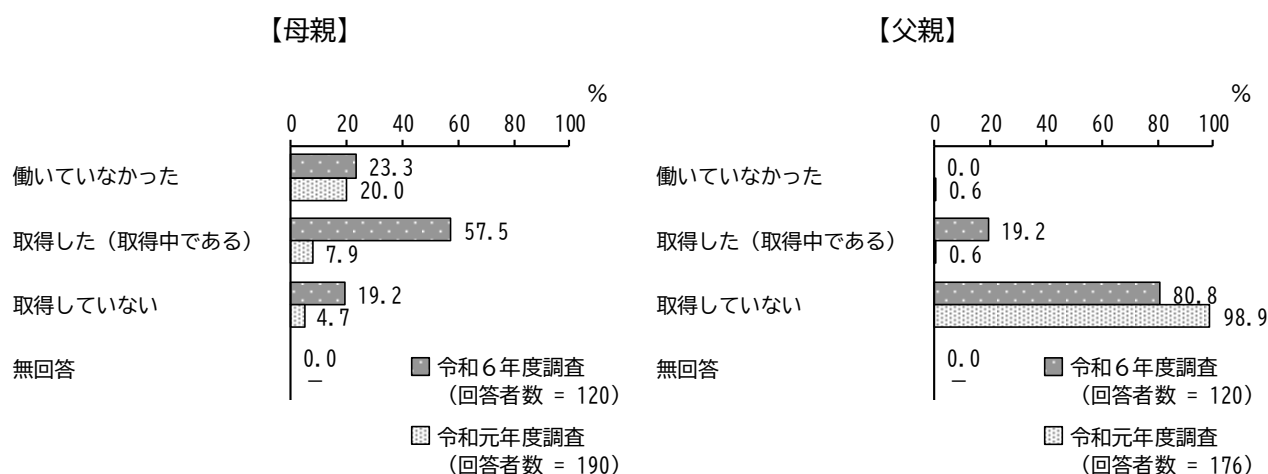
① 育児休業の取得状況

母親では、「取得した（取得中である）」の割合が57.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が23.3%、「取得していない」の割合が19.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が大幅に増加しています。

父親では、「取得していない」の割合が80.8%と最も高い結果となりました。

令和元年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

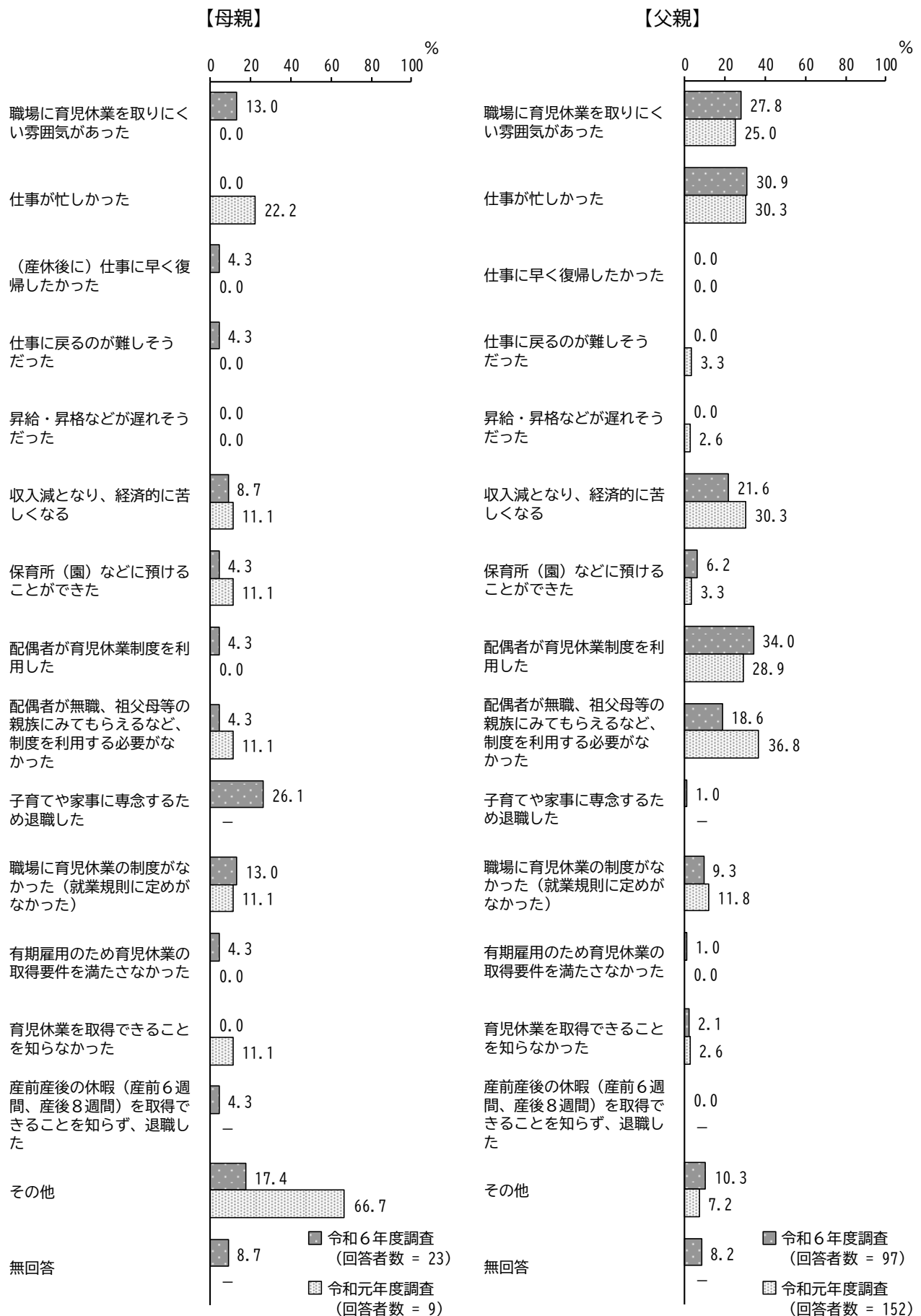


② 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が26.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が13.0%となっています。

父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が34.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が30.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が27.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が増加しています。一方、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

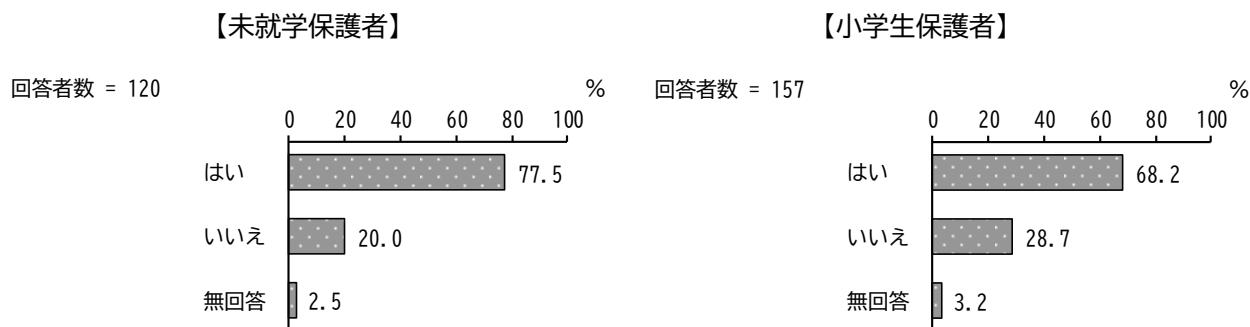


※前回調査では、「子育てや家事に専念するため退職した」、「産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した」の選択肢はありませんでした。

(7) 大台町の子育て関連の取り組み全般について

① 大台町は子育てしやすいまちだと思うか

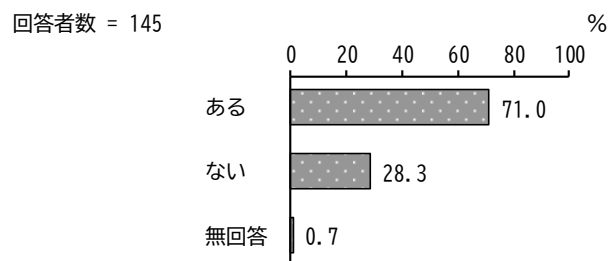
未就学保護者では、「はい」の割合が77.5%、「いいえ」の割合が20.0%となっています。
小学生保護者では、「はい」の割合が68.2%、「いいえ」の割合が28.7%となっています。



(8) 地域とのかかわりについて（若者意識調査）

① 地域の人（大台町内）との関わりの有無

「ある」の割合が71.0%、「ない」の割合が28.3%となっています。



(9) 今後について（若者意識調査）

① 今後も大台町に住みたいと思うか

「できれば大台町以外に引越したい（引越し予定）」の割合が51.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が31.0%、「大台町を出ても、将来的には大台町に戻りたい」の割合が11.0%となっています。

回答者数 = 145

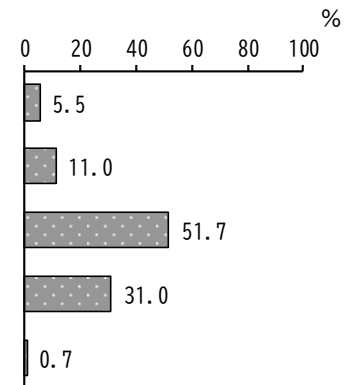
ずっと大台町に住み続けた
い

大台町を出ても、将来的に
は大台町に戻りたい

できれば大台町以外に引越
したい（引越し予定）

どちらともいえない

無回答



② 「ずっと大台町に住みたい」または「大台町外へ出ても、将来的には大台町へ戻りたい」と答えた理由

「家族と一緒に住みたいから」の割合が50.0%と最も高く、次いで「大台町が故郷だから」の割合が41.7%、「自然や歴史が豊かな大台町の環境が好きだから」の割合が37.5%となっています。

回答者数 = 24

家族と一緒に住みたいから

大台町内で働くつもりだから

通勤・通学に便利だから

買物など生活するのに便利だから

自然や歴史が豊かな大台町の環境が好きだから

人との交流があるから（親戚・近所の人、友人等）

子どもを産み・育てる環境が充実しているから

保健・医療体制が整っているから

障がい者福祉、高齢者福祉が充実しているから

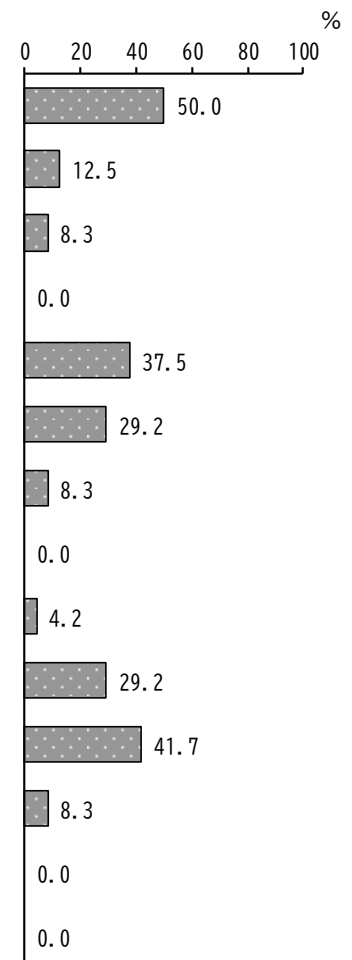
大台町に愛着があるから

大台町が故郷だから

他に住みたいところがないから

その他

無回答



5 大台町の子ども子育て支援の課題

(1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

基本目標1「教育・保育、子育て支援の充実」についての課題

- 就労形態や時間の変化に対応し、全ての子どもが質の高い学びへ接続できるよう、関係者の連携、保育士等の質の向上に向けた取組が必要です。
- 保護者のニーズに対応するため、保育士の確保、柔軟な保育サービス等、多様な子育て支援の充実が必要です。
- 放課後児童クラブの利用の促進や、多様な子どものニーズに対応する居場所づくりが必要です。

基本目標2「子育て支援体制の充実」についての課題

- 子育て支援センターについて、サービス利用の必要性に応じた情報提供と利用しやすい環境づくりが必要です。
- 子育てに関する不安や悩みを相談できる相手がいるものの、悩みを一人で抱えることがないよう、地域の身近な場所で相談できる支援体制等の充実を図ることが必要です。
- 地域での子育て支援の意識を高め、ボランティアの育成や住民団体、関係機関との連携を強化し、子育てネットワークを充実させることが必要です。

基本目標3「全ての子どもの健やかな成長の支援」についての課題

- 子どもの権利についての意識の醸成、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、関係機関との連携体制の強化が必要です。
- 次代を担う全ての子どもの育ちを支えるため、子育てについての経済的な支援の充実が必要です。
- 多気郡3町で設置した多気郡地域児童発達支援センター等の協力を得て、障がいのある児童や配慮が必要な子どもの早期発見と早期療育のため、関係機関が連携を図り、支援体制の強化が必要です。

基本目標4「地域で取り組む子どもの健全育成の推進」についての課題

- 保護者が子どもの基本的な生活習慣や自立心を育む教育を行うため、学びの機会を提供し、切れ目ない支援を行うことが必要です。
- 子どものこころの成長を支援するため、思春期のふれあい体験学習を推進していくことが必要です。また、不登校やこころの問題を抱える子どもに対しては、個々の状況にあわせて関係機関と連携し、適切な支援に取り組んでいくことが必要です。

基本目標5「安心して子どもを生み育てられる環境の整備」についての課題

- 安心して子どもを生み育てられるように妊娠期から子育てに至るまで切れ目なく、支援を提供できる体制の強化と関係機関等と連携し包括的な支援の推進が重要です。
- 育児休業が取得しやすく、子育てしやすい環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの啓発、育児休業制度や短時間勤務制度の利用促進、経済的負担やキャリアへの影響を軽減する支援策が必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町では、「第2次大台町総合計画」において、基本理念として「自然と人びとが幸せに暮らすまち」を掲げ、その実現に向け、子育ての分野では、「子育てにやさしいまち」を推進し、町民一人ひとりが大台町に住んでいることに誇りを持って、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めています。

また、『こども大綱』では、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期大台町子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や「第2次大台町総合計画」の理念も踏まえ、「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい ～大台町の子どもが住み続けたいと思うまちへ～」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**地域と共に未来を担う子どもを育てるまち
おおだい
～大台町の子どもが住み続けたいと思うまちへ～**

2 計画策定の視点

基本理念となる「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、次のとおりです。

(1) 子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。

子ども・若者が、自らの権利、こころや身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができる環境を整備します。また、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映されることが大切です。それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にある子ども・若者に、特に留意しつつ、『「子ども」とともに』という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、子ども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく影響を受けます。

そのため、子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての「こども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子ども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されるように取り組みます。また、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立ち、若い世代が自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合にそれぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい ～大台町の子どもが住み続けたいと思うまちへ～」を実現するために、次の5つを基本目標として設定します。

(1) 全ての子どもの権利の保障及び健やかな成長の支援

子ども・若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、ひきこもり等により社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

子どもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童や配慮が必要な子ども・保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、子ども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

(2) 教育・保育、子育て支援の充実

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び、遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくりなど、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(3) 子育て支援体制の充実

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

(4) 持続可能な地域の担い手となる子どもの育成の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

(5) 安心して子どもを生み育てられる環境の整備

子育て支援センター等と連携しながら、継続した母子保健サービスを提供することで途切れない子育て支援を実施するとともに、地域全体で支援できる環境を整備します。

仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい
 ～大台町の子どもが住み続けたいと思うまちへ～

1 全ての子どもの
権利の保障及び
健やかな成長の
支援

1-1 子どもの人権擁護の推進

1-2 子どもの権利の周知啓発★新★

1-3 子どもの意見反映の機会の確保★新★

1-4 子育てについての経済的な支援

1-5 要支援児童への対応★一部新★

2 教育・保育、
子育て支援の充実

2-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

2-2 多様な子育て支援の充実

2-3 子どもの居場所づくり

3 子育て支援体制の
充実

3-1 子育て支援の推進拠点の充実

3-2 子育ての相談・支援環境の充実

3-3 子育てネットワークの充実

4 持続可能な地域の
担い手となる
子どもの育成の
推進

4-1 子どもの健全育成のための活動の推進

4-2 子どもの健全なこころの成長の支援

4-3 子どもと住みたいと思う施策の推進
★新★

5 安心して子どもを
生み育てられる
環境の整備

5-1 親子の健康の確保

5-2 職業生活と家庭生活の両立支援



目標実現のための施策

1 全ての子どもの権利の保障及び健やかな成長の支援

(1) 子どもの人権擁護の推進

【基本事業】

① 児童虐待の防止

ア 児童虐待防止ネットワークの構築

児童虐待やDVを未然に防止するため、関係機関及び関係団体との連携をさらに進めます。また、関係機関の児童虐待防止、DV防止啓発や相談対応のスキルアップに努めます。

関係機関の連携を強化するため、多職種が参加できる研修会の内容を検討します。

イ 在宅支援の充実

児童虐待の発生を未然に防止するため、引き続き、母子保健サービスや子育て相談などを通じた子どもの養育者への支援を充実するとともに、児童虐待の早期発見・予防のため、関係職員が連携して家庭支援事業を実施します。また、養育支援が必要であると判断した場合についても家庭支援事業を実施します。

虐待が発生した場合には、関係機関や関係者と連携をとり、迅速な対応に努めます。

保育園及び認定こども園、小・中学校、民生委員・児童委員等の子どもの育ちを支える機関との連携を強固にし、様々なケースに対応できるネットワークを構築します。

ウ 子どもの権利の尊重

子どもの権利の尊重のため、「こどもの権利条約」や「大台町人権施策基本方針」について啓発するとともに町民の方が安心して相談できる窓口の充実に努めます。また、各ケース対応については関係機関が連携して対応します。

(2) 子どもの権利の周知啓発 ★新★

【基本事業】

① 子どもの権利の周知啓発

ア 子ども・若者の権利に関する周知・啓発

子どもの権利の尊重のため、「子どもの権利条約」や「大台町人権施策基本方針」について啓発するとともに、子どもの権利についての理解を深めるため、世代に応じた効果的な周知・啓発に取り組みます。

イ 子ども・若者の権利に関する教育

子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、子どもの権利条約の内容等、子どもの権利に関する学びの支援を行います。

ウ 子ども・若者の周りの大人に対する情報提供や研修等

子ども・若者の周りの大人が、子ども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。また、教職員に対しての研修等、学校における子ども・若者の権利侵害の未然防止に努めるとともに、人権教育の充実を図ります。

(3) 子どもの意見反映の機会の確保 ★新★

【基本事業】

① 子どもの意見反映の機会の確保

ア 子ども・若者の意見表明権に関する周知・啓発

本計画やこども基本法、子どもの権利条約に関する周知・啓発と合わせて、子どもの意見表明権の意義について、学校の協力や様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

イ 子ども・若者の意見を聴く取組

子ども・若者や子育て世帯の声を聴く方策について検討するとともに、声を上げにくい子ども・若者から意見を聴く手法についても検討を進めます。

ウ 子ども・若者の意見形成・表明に関する支援

子ども・若者の意見形成・表明のきっかけとなるような情報を分かりやすく提供します。また、子ども・若者の意見表明を支援するための機会の確保に努めます。

(4) 子育てについての経済的な支援

【基本事業】

① 経済的支援の充実

ア 医療費助成の充実

少子化対策、子育て世代の家庭の負担軽減を図るため、令和7年度から対象年齢の拡充と所得制限の撤廃を行い、制度の充実化を図ったうえで、18歳に到達した直後の3月31日までの子どもを対象に医療費無償を継続します。

0歳から6歳（未就学児）が、三重県内の病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーションを利用する場合の医療費の窓口負担無料制度を継続します。

イ 幼児教育・保育の無償化の実施

0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子ども及び3歳児以上の全ての子どもを対象とした保育料の無償化を継続します。

ウ 保育園及び認定こども園、小学校、中学校の給食の無償化の実施

給食費の無償化を今後も継続します。

エ 修学旅行・社会見学補助金事業の実施

児童・生徒の保護者に対し、修学旅行や社会見学の費用の一部を補助する事業を今後も継続します。

(5) 要支援児童への対応★一部新★

【基本事業】

① 障がいのある児童や配慮が必要な子どもへの支援

ア 障がいのある児童や配慮が必要な子どもへの保育の充実

発達支援に関係する職員の配置と加配保育士の確保に努め、就学に向けた途切れのない支援に努めます。また、加配保育士や関係者による定期的な勉強会の開催や情報交換の場を設定し、保育の資質向上に取り組めます。さらに、CLMを活用した保育を実施し、途切れなく支援を引き継いでいくことで学齢期・青年期における学校、社会生活への適応に対する負担の軽減を図ります。

イ 障がいのある児童や配慮が必要な子どもの早期発見・早期療育の充実

保健、福祉、教育が連携を図り、途切れのない支援システムの強化に努めるとともに、さまざまな相談内容に応じ、個々に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制を充実します。また、障がいのある児童や配慮が必要な子どもが身近な地域で支援を受けられる多気郡3町で共同設置した多気郡地域児童発達支援センターの充実を図ります。

ウ 特別児童扶養手当の周知

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図る特別児童扶養手当について、町ホームページや広報紙などで制度の周知を図ります。

エ 特別支援教育の支援

小・中学校の特別支援学級の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。また、制度の周知を図ります。

② 子どもの貧困対策

ア 相談体制の充実

妊産婦、子育て世帯、子どもに関わる様々な機会を通じて、保護者が抱えている困難等を早期に把握し、必要な支援につなげます。また、関係機関が連携し、子どもの貧困に対する相談体制の強化を図ります。

イ 児童扶養手当の周知

ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図る児童扶養手当について、町ホームページや広報紙などで制度の周知を図ります。

ウ ひとり親家庭等就学援助の充実

母子・父子家庭等就学就職支度金の支給を継続するとともに広報紙などで制度の周知を図ります。

エ 一人親家庭等医療費助成の充実

ひとり親家庭の健康と福祉を増進するため、児童扶養手当担当者と連携し、事務手続きの迅速化・簡素化に努めます。また、0歳から6歳(未就学児)が三重県内の病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーションを利用する場合の医療費の窓口負担無料制度を継続します。

オ 三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業等の周知

三重県が実施する三重県高等職業訓練促進給付金等事業、三重県自立支援教育訓練給付金事業、三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業について町ホームページや広報紙などで周知を図ります。

カ 就学等の支援の充実

就学等に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助費の支給及び高等学校等生徒通学費補助金の交付を継続します。

2 教育・保育、子育て支援の充実

(1) 幼児期の教育・保育の総合的な提供

【基本事業】

① 保育サービスの充実

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、今後も、園内研修会を開催するとともに、保育士のスキルアップ講習会などに参加し、保育士の資質向上を図ります。

イ 延長保育と乳幼児保育、一時保育の実施

多様化する保護者のニーズに対応できるよう、引き続き、延長保育・乳幼児保育、一時保育を実施します。

ウ 自然保育の実施

全ての保育園及び認定こども園で自然保育を継続し、地域の方とのふれあいを通じて子どもたちの郷土愛を育みます。

② 保育環境の充実

ア 保育施設の適正な維持・管理

保育施設を適正に維持・管理し、子どもたちの安全安心な保育環境に努めます。

(2) 多様な子育て支援の充実

【基本事業】

① 子育て支援サービスの充実

ア ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業について町ホームページや広報紙などで発信し、子育て支援センターや保育園、小学生の保護者が集うイベントなどの場に出向いて周知をします。支援体制の充実を図るために提供会員の増員にも努めます。

イ 一時保育事業の実施

保護者の疾病、家族の看護等の理由により一時的に保育が必要な未就園児を預かる一時保育事業を全ての保育園及び認定こども園で実施します。また、町ホームページなどで周知します。

ウ 病児・病後児保育事業の充実

通常の集団保育を受けることが困難で、病気の急性期にある児童及び病気の回復期にある児童に対し、一時的に預かる病児・病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、町ホームページなどで周知します。

エ 子育て短期支援事業の実施

子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴う一時的に子どもを預かる子育て短期事業（ショートステイ事業）を実施します。相談内容に応じて、適切な支援につなげます。

(3) 子どもの居場所づくり

【基本事業】

① 放課後児童の居場所づくり

ア 放課後児童クラブへの補助・支援

放課後の児童の安全な居場所づくりとともに、保護者が安心して働くことができるよう、引き続き、学童保育事業に対する補助を行います。また、放課後児童支援員の確保と資質向上に努めます。

イ 放課後や土日の居場所づくりの充実

放課後や土日の居場所づくりを推進するため、引き続きリフレッシュ大台学園等に事業を委託し、公共施設等を利用した講座を開設します。また、関係団体の意見を踏まえ更なる講座の充実を図ります。

② 子どもの交流の場づくり

ア 地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくり

放課後児童クラブの活動において、地域住民との様々な体験活動を通じた交流を継続します。

イ スポーツ少年団活動の充実

日常的・継続的にスポーツに取り組む機会の提供と指導員の育成に努めます。また、スポーツ少年団活動への参加人数を増やし、地域で子どもたちがスポーツに親しめる場を残していけるよう取り組んでいきます。

ウ 地域間交流の充実

町ホームページや広報紙などで地域間交流についての活動の情報を発信するとともに、参加者が主体的に活動に取り組めるよう工夫して、子どもたちの文化活動やスポーツ活動等を通じた他地域との交流や他市町との交流などの地域間交流を推進します。

3 子育て支援体制の充実

(1) 子育て支援の推進拠点の充実

【基本事業】

① 子育て支援センターの充実

ア 子育て支援センターの機能の充実

地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

また、子育て世代包括支援センターと連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、支援する体制づくりの推進を図ります。

イ 育児相談の充実

育児相談・発達相談の対応に関する研修に積極的に参加し職員の資質向上に努めます。

相談の場の周知を図り、子育て世代包括支援センター、保育園及び認定こども園、小・中学校、奥伊勢教育支援センターなどと連携して育児相談の充実を図ります。

ウ 各種講座、講演会、交流の場の提供について

各種講座などを通して、保護者同士や地域の人との交流の促進を行います。また、利用者のニーズや意見を取り入れながら、各種講座などの内容の改善・充実を図ります。

エ 子育て情報サービスの確立

町の子育て情報をわかりやすくまとめた子育てガイドブックを定期的に更新します。町ホームページや広報紙などで子育て情報を発信するとともに、SNSを活用した発信の充実を図ります。

(2) 子育ての相談・支援環境の充実

【基本事業】

① 相談・情報発信の充実

ア 子育て支援センターにおける相談・情報提供の充実

相談事業に関する研修会への積極的な参加に努め、臨床心理士を継続して確保し、相談機会の充実に努めます。また、子育てガイドブック、町ホームページや広報紙などで子育て支援情報について発信します。

イ 主任児童委員、民生委員・児童委員との連携

育児に悩む家族に対して地域の協力を依頼するとともに、研修会等を開催して連携を図ります。

ウ こども家庭センターの設置

母子保健部門と児童福祉部門が連携し、これまで子育て世代包括支援センターにおいて支援を実施してきました。令和4年6月、児童福祉法の改正により引き続き両部門の機能を活かしながら、今後は「こども家庭センター」として整理し、専門性を生かした相談を継続し、必要に応じて関係機関へつなぐなど他機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施します。

(3) 子育てネットワークの充実

【基本事業】

① 子育て支援の人材づくり

ア 子育てボランティアの育成

子育てしやすい地域づくりを進めるため、ボランティアの育成のための研修会などを実施し、子育てボランティアの育成・支援を図ります。

イ 人材の活用

子育て支援センターが開催する事業や、子育てサークル活動の際に子育てボランティアの活用を行うなど、住民団体、関係機関と連携し、地域での子育て支援の意識を高めていきます。

② 子育ての仲間づくり

ア 子育てサークルへの支援

子どもの遊び場、親同士の交流の場、育児の軽減が図れる場として、子育てボランティアとともに、子育てサークルの自主的な活動の支援に努めます。

イ 保育園及び認定こども園の園庭開放及び子育て支援室の充実

保育園及び認定こども園の園庭開放や子育て支援室が未就園児とその保護者の交流の場となるよう町ホームページや広報紙などで周知します。

ウ つどいの広場の充実

子育て世代が気軽に集える「あっぱっぷ広場」の周知を図るとともに、運営方法について検討し、利用促進に努めます。

エ 読み聞かせの会の活動の拡充

読み聞かせボランティアと連携して、子育て支援センターや子育てサークル、保育園及び認定こども園で引き続き読み聞かせの会を実施するとともに、会員数の維持と資質向上に努めます。

4 持続可能な地域の担い手となる子どもの育成の推進

(1) 子どもの健全育成のための活動の推進

【基本事業】

① 家庭・地域の教育力の向上

ア 家庭教育に関する講座等の充実

親の子育てに対する責任感を向上させるとともに、充実した子育て及び家庭教育を行えるよう、子どもの年齢や地域の状況、社会状況に応じてテーマを設定した家庭教育に関する講座等を県事業の活用も検討しながら開催します。

イ 子どもの健全育成活動の推進

大台町青少年健全育成推進協議会等を中心とした子どもの健全育成活動の更なる強化を図ります。

ウ 異年齢交流の推進

保育園及び認定こども園、小・中学校の子どもたちが、互いに訪問したり、合同の行事を開催したりする異年齢間交流の実施や、町内にある高等学校との交流を引き続き実施していきます。

② 子どもの非行防止

ア 各地区青少年健全育成推進協議会の活動の充実

三重県青少年育成市民会議連合会の活動を通して近隣の市町と情報交換を重ねながら、各地区の青少年健全育成推進協議会や町PTA連合会と協働して子どもの健全育成に努めます。また、各地区の青少年健全育成推進協議会を支援し、活動の充実を図ります。

イ 非行防止啓発活動の実施

イベント等において非行防止の啓発活動を実施します。

(2) 子どもの健全なこころの成長の支援

【基本事業】

① 子どものこころのケアの充実

ア 相談体制の充実

役場、各出張所にパンフレットを設置し、町ホームページや広報紙、町営バスへのポスター掲示などにより相談事業の周知を図ります。また、学校と連携し、情報を共有することで共通理解のもとに支援を行う体制の構築に努めます。

地域での臨床心理士によるこどもこころ家庭相談を継続するとともに、学校保健室での子どものこころのケアの充実に努め、引き続きスクールカウンセラーの配置時間の拡大を県に要望します。

イ 不登校の子どもの支援

不登校の子どもの専門的に支援できるよう、小・中学校と奥伊勢教育支援センターとの連携を密にし、不登校の子どもの状況把握と支援の強化に努めます。

② 次世代の親の育成

ア 思春期におけるふれあい体験学習の充実

いのちの尊さや人を思いやるこころを育むため、今後も学校と連携し、乳児とのふれあい体験やいのちの学習等を実施します。

将来、家庭を築き、子育てを行うことの意義等を学ぶ機会を充実していきます。また、教育相談体制の充実を図ります。

(3) 子どもと住みたいと思う施策の推進 ★新★

【基本事業】

① 子どもと住みたいと思う施策の推進

ア 郷土教育の推進

保育園及び認定こども園で自然保育を継続するとともに、小中学校において、大台町をより深く知り興味を持ってもらえる授業を展開し、地域の方とのふれあいを通じて子どもたちの郷土愛を醸成します。

イ 子どもを産み育てやすい環境づくり

結婚を希望する方々が安心して結婚できるように、婚活イベントなどの出会いの場を提供します。また、不妊・不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療にかかる費用の助成や、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、支援を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

5 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

(1) 親子の健康の確保

【基本事業】

① 母親と子どもの健康の確保

ア 妊産婦保健事業の充実

母子健康手帳交付時と妊娠8か月時には面談を行い、産前から妊婦との関係づくりに努め、産後スムーズに母子に関われるよう取り組みます。産後、早期の電話相談を実施し、早期支援につなげるとともに、産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業について、様々な機会に周知を行い、安心して育児ができるよう支援に努めます。

イ 乳幼児保健事業の充実

乳幼児相談は、地域のニーズに合わせて開催場所や回数を検討し、母子と顔の見える関係づくりに努めます。

4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の健康診査を実施し、対象児童の成長発達の状況を確認し、疾病等の早期発見に努めます。

ウ 歯科保健事業の充実

2歳児、2歳6か月児、3歳児の歯科健診及びフッ素塗布助成を継続するとともに、保護者に対するむし歯予防の啓発に努めます。

保育園及び認定こども園や小・中学校と連携し、子どもの歯と口腔の健康づくりを推進します。

エ 予防接種事業の充実

予防接種率の向上を図るため、乳幼児健診時に予防接種を積極的に勧奨するとともに、就学前の未接種者に対し、個人通知を行い、接種率の向上に努めます。

オ 特定不妊・不育症治療費助成事業の充実

町ホームページや広報紙、窓口にてパンフレットを設置するなど様々な機会での事業の周知を図ります。相談内容に応じて事業内容を案内し、助成が受けやすいようにします。

② 医療体制の充実

ア 安心できる小児医療体制の充実

子どもの病気は緊急を要することが多く、いざという時に安心できるよう、「かかりつけ医」との連携を促進するとともに、近隣市町や医師会と連携して救急医療体制を周知します。

イ 救急医療情報システムの活用促進

救急医療情報システムの利用を促進するため保存版大台町電話番号一覧で周知します。

③ 食育の推進

ア 乳幼児期からの食育の推進

保護者が規則正しい生活リズムや望ましい食習慣を理解し家庭で実践できるよう、育児相談の充実に努めるとともに、離乳食教室、幼児食教室など乳幼児期からそれぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、地場産物を取り入れた給食の提供や体験活動等の取組を推進します。

また、今後も食物アレルギーのある子どもへの対処、事故防止などにおいて関係機関との連携に努めます。児童生徒に対応するため、学校栄養教諭等と連携し、情報の共有を図り、幼児期から小・中学生まで途切れのない支援に努めます。

イ 学校給食の充実

小・中学校での学校給食において、学校栄養教諭等を中心に食に関する指導の充実に努めます。地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、学校給食の更なる充実に図ります。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

【基本事業】

① 仕事と子育ての両立の推進

ア 子育てしながら働きやすい職場環境づくり

商工会等と連携して働きながら子育てができるワークライフバランスについて啓発を図ります。

イ 多様な働き方の実現

保護者の働き方の多様化に対応するため、全ての保育園及び認定こども園で延長保育、乳幼児保育、一時保育を実施し保護者の就労支援を行います。

ウ 父親（パートナー）への意識啓発

父親（パートナー）の育児参加を促すため、父親（パートナー）へ父子健康手帳を交付し、妊娠期からのサポートと育児参加について保健指導を行うとともに各種事業等への参加を促します。



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

① 1号認定〔3～5歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み			8人	7人	7人	7人	7人
	大台町	0人	8人	7人	7人	7人	7人
	※他市町		0人	0人	0人	0人	0人
現在の 実施状況		認定こども園にて就学前教育を実施している					
B 確保 方策	特 定 教 育・保 育 施設		15人	15人	15人	15人	15人
B－A			7人	8人	8人	8人	8人
確保方策 の内容		認定こども園にて1号認定※の児童の受け入れを進める。					

※大台町において1号認定※を受けた児童の受け入れ希望があった場合の見込み数

②-1 2号認定〔3～5歳児〕（教育ニーズ）

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		0人	0人	0人	0人	0人	0人
現在の 実施状況		認定こども園にて就学前教育を実施している					
B 確保 方策	特 定 教 育・保 育 施設		0人	0人	0人	0人	0人
B-A			0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の内容		今後、2号認定において教育ニーズがあった場合は、認定こども園にて教育ニーズのある児童の受け入れを進める。					

②-2 2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		115人	107人	102人	97人	94人	89人
現在の 実施状況		保育園 3か所 認定こども園 1か所					
B 確保 方策	特定教 育・保 育 施設		224人	224人	224人	224人	224人
B-A			117人	122人	127人	130人	135人
確保方策 の内容		引き続き、全ての保育園及び認定こども園で実施。					

③-1 3号認定〔0歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		3人	3人	3人	3人	3人	3人
現在の 実施状況		保育園 3か所 認定こども園 1か所					
B 確保 方 策	特定教 育・保 育 施設		18人	18人	18人	18人	18人
B－A			15人	15人	15人	15人	15人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、全ての保育園及び認定こども園で実施。					

③-2 3号認定〔1歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	1歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		29人	29人	28人	27人	27人	24人
現在の 実施状況		保育園 3か所 認定こども園 1か所					
B 確保 方策	特定教 育・保育 施設		40人	40人	40人	40人	40人
B-A			11人	12人	13人	13人	16人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、全ての保育園及び認定こども園で実施。					

③-3 3号認定〔2歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		33人	33人	32人	32人	29人	28人
現在の 実施状況		保育園 3か所 認定こども園 1か所					
B 確保 方策	特定教 育・保育 施設		50人	50人	50人	50人	50人
B－A			17人	18人	18人	21人	22人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、全ての保育園及び認定こども園で実施。					

③-4 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。		
保育利用率の算出方法	令和5年度における保育利用率の試算		
		満3歳未満の子ども	利用量 (令和5年度)
	0歳	29人	3人
	1・2歳	84人	62人
			保育利用率
			10.3%
			73.8%
保育利用率の目標値は、ニーズ調査により把握した令和5年度における3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合と同率と設定			

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率の目標値	0歳	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%
	1・2歳	73.8%	73.8%	73.8%	73.8%	73.8%	73.8%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

【今後の方向性】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・ 保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・ 小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができないなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にある中、幼児期の学校教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、教育・保育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育・保育を推進します。
- ・ 保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・ 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する事業
- ・妊婦等包括相談支援事業型・・・妊婦、その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともにニーズに応じて必要な支援につなげる事業

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策（B）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
母子保健型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
差引（B）－（A）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【 量の見込みと確保方策 】

窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健と児童福祉が一体となり、保健師等の専門職が母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

町内認可保育所等で在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	16人	15人	14人	14人	13人
確保方策(B)	30人	30人	30人	30人	30人
差引(B)-(A)	14人	15人	16人	16人	17人

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

保育士の確保を図りながら、引き続き、全ての保育園及び認定こども園で実施していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	68人	66人	64人	62人	59人
1年生	21人	20人	20人	19人	19人
2年生	17人	16人	16人	15人	14人
3年生	13人	13人	12人	12人	11人
（低学年 計）	51人	49人	48人	46人	44人
4年生	14人	14人	13人	13人	12人
5年生	3人	3人	3人	3人	3人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
（高学年 計）	17人	17人	16人	16人	15人
確保方策（B）	74人	74人	74人	74人	74人
差引（B）－（A）	6人	8人	10人	12人	15人

【 今後の方向性 】

既存の放課後児童クラブ3か所で引き続き実施していきます。児童が安全で有意義に放課後を過ごせるよう支援員の確保や利用しやすい環境整備などの協力体制の充実を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

① ショートステイ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策（B）	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

② トワイライトステイ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、伊勢市の施設に委託していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問にて育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育・発達確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	27人	26人	25人	24人	23人
確保方策（B）	70人	70人	70人	70人	70人
差引（B）－（A）	43人	44人	45人	46人	47人

【 今後の方向性 】

核家族化による孤立や、家族や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らず、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うため、保健師等による全戸訪問を継続していきます。また、職員の資質向上を図るため、支援技術のスキルアップに取り組めます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保健師等による育児に関する相談指導や助言を行い、養育能力を向上させるための事業です。相談支援等を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3件	3件	3件	3件	3件
確保方策（B）	3件	3件	3件	3件	3件
差引（B）－（A）	0件	0件	0件	0件	0件

【 今後の方向性 】

養育に関する支援が必要と判断される家庭に、保健師等が継続的に訪問し、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。保護者が安心して子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアにつなげます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	591人回/月	565人回/月	544人回/月	525人回/月	497人回/月
確保方策（B）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【 今後の方向性 】

サービス利用の必要性に応じた情報提供と利用しやすい環境づくりに努めます。

また、育児相談・発達相談の支援体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援する体制の推進を図ります。

(8) - 1 一時預かり事業（認定こども園（1号認定）における在園児を対象とした一時預かり）

【 概要 】

幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かりを行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
1号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
2号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
差引（B） - （A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

認定こども園において幼稚園としての利用がなかったが、幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を維持していきます。

(8) - 2 一時預かり事業（認定子ども園（1号認定）以外での一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業含む））

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	197人日	188人日	181人日	175人日	166人日
確保方策（B）	300人日	300人日	300人日	300人日	300人日
差引（B） - （A）	103人日	112人日	119人日	125人日	134人日

【 今後の方向性 】

全ての保育園及び認定こども園において、引き続き、実施していきます。

(9) 病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業 (病児緊急対応強化事業)

【 概要 】

保護者の就労等の都合により、病気の急性期及び病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	22人日	21人日	21人日	19人日	19人日
確保方策 (B)	360人日	360人日	360人日	360人日	360人日
病児保育事業	360人日	360人日	360人日	360人日	360人日
ファミリー・サポート・センター事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
差引 (B) - (A)	338人日	339人日	339人日	341人日	341人日

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き松阪市との協定により委託して実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

生後3か月から小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整や会員への講習会等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策（B）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

三重県子どもNPOサポートセンターに委託して事業を実施し、依頼会員への周知に努めるとともに、支援体制の充実を図るため、提供会員の増員に努めます。

(11) 妊婦一般健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠届出時に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	378人回	364人回	350人回	336人回	322人回
検診回数（延べ）	378人回	364人回	350人回	336人回	322人回
確保体制	0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診を促し、医療機関等とも連携し、支援を要する妊婦へは早期に介入し、支援していきます。

引き続き、県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

産後1年未満の養育者と乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。産科医療機関・助産所等へ宿泊する宿泊型、産科医療機関・助産所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する訪問型があります。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保方策（B）	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

産科医療機関、助産所と連携し、産後の母親の心身のケアや育児サポートを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

令和4年度より、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出時から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時にそれぞれの妊婦と子ども1人あたり5万円を支給）

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	81回	78回	75回	72回	69回
確保方策（B）	90回	90回	90回	90回	90回
こども家庭センター（または、その代替となる拠点）	90回	90回	90回	90回	90回
上位以外で業務委託	0回	0回	0回	0回	0回
差引（B）－（A）	9回	12回	15回	18回	21回

【 今後の方向性 】

子育てに関する様々な悩みや不安に対し、専門性を生かした相談を行い、必要に応じて関係機関へつなぐなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続し、身近で相談できる安心感を与え、「弧育て」を防止します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童の養育を行うため、支援が必要である家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事援助を行う事業です。令和6年度からは「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、専門的相談支援と育児・家事援助支援に分かれ、育児・家事援助支援については「子育て世帯訪問支援事業」となりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策（B）	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

家事・子育て等の不安・負担を抱える家庭に対して、必要な支援であることからニーズに対応できる体制整備が必要であり、支援を実施できるよう進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【 今後の方向性 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場の開設など、今後、先進事例を参考に検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0人	1人	1人	1人	1人
確保方策（B）	0人	1人	1人	1人	1人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

多気郡地域児童発達支援センターの協力のもと、現在障がいをもつ保護者を対象としたペアレントトレーニングや遊びの教室を実施していますが、今後は子育てに悩みや不安を抱える保護者も対象に事業拡充に向けて検討していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から令和7年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を検討します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

【 今後の方向性 】

国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

第6章

計画の推進体制

1 庁内の連携協力の推進

本計画の実現に向けては、子育て、福祉、健康、教育などの各分野と連携を図りつつ、子どもを中心として役場の各所管が一体となって取組を進めていきます。

また、園、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

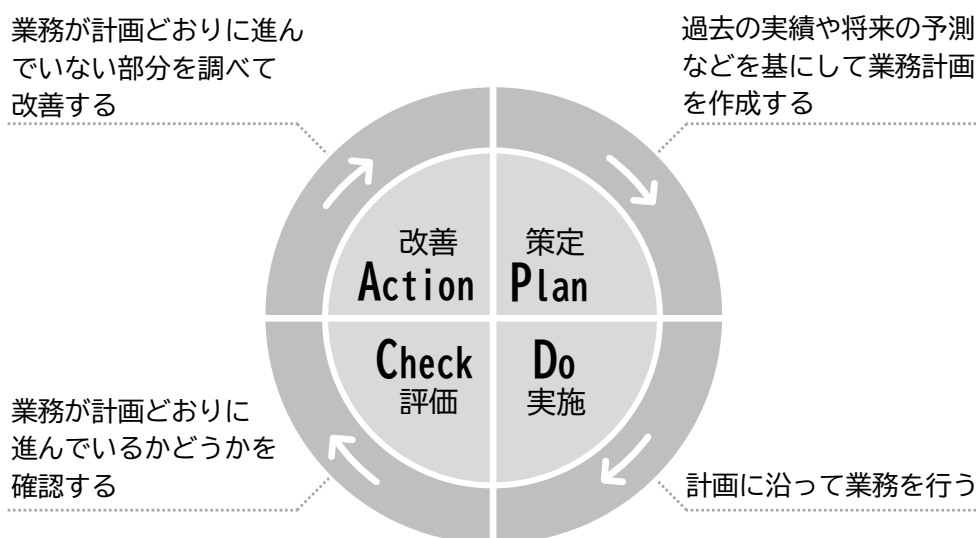
2 子どもの意見を尊重した施策の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、子どもの意見やニーズを把握するように努め、子どもの意見を尊重しながら取り組みを進めていきます。

3 計画の進捗管理

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を町のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

令和6年3月25日 教育委員会告示第5号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく、大台町子ども・子育て支援事業計画の策定に資するため、大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、教育長の諮問に応じ、事業計画の策定に関する事項について協議するものとする。

（組織）

第3条 策定委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）子育て支援に従事する者
- （2）福祉、保健、医療又は教育等子育て支援に従事する者
- （3）その他教育長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から教育長に答申する日までとする。

2 任期途中における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれの委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、策定委員会に部会を置くことができる。

(意見の徴収等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、子ども教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(召集の特例)

2 この告示の施行後、最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属団体等
委 員 長	松本 委久代	民生委員・児童委員代表
副委員長	山口 恵照	放課後子ども総合プラン・コーディネーター
	西村 美鳥	主任児童委員代表
	中道 貴子	校長会代表
	猿木 壮	小中学校 PTA 代表
	野呂 綾香	保育園保護者会代表
	中西 定雄	学童保育指導員
	稲垣 小百合	学童保育指導員
	稲垣 元美	学童保育指導員
	民部 彩乃	子育てサークル代表
	東 直子	保育園代表
	尾上 聡	福祉課長
	筒井 千歳	子育て支援センター長
	上山 哲明	健康ほけん課特命監

【事務局】

	氏 名	所属団体等
	山下 晃	子ども教育課長
	門野 恭行	子ども教育課
	中西 康友	子ども教育課
	村田 恵美	福祉課
	阿部 奈緒	子育て支援センター

大台町子ども・子育て支援事業計画 策定経過

日 付	内 容
令和6年6月26日～ 令和6年7月22日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 ● 未就学児童実態調査 ● 小学校児童実態調査
令和6年9月19日	第1回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ● 第3期大台町子ども・子育て支援事業計画について ● アンケート調査結果について
令和6年10月23日～ 令和6年11月5日	若者意識調査の実施
令和6年11月26日	第2回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ● 第3期大台町子ども・子育て支援事業計画について ● 若者意識調査結果について
令和7年2月20日	第3回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ● パブリックコメント結果の報告 ● 第3期大台町子ども・子育て支援事業計画について

ア行

1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（人と人との繋がり）を提供するサービスのこと。登録された利用者同士が交流できるコミュニケーションツールのこと。

延長保育

保育所、認定こども園等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

園庭開放

地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

奥伊勢教育支援センター

心理的・情緒的な理由で学校に行けない子ども（小中学生）を対象に、じっくりと自分を見つめ直し、学校復帰に向けてサポートする施設。

カ行

家庭支援事業

児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）のこと。

加配保育士

障がいのある子どもが保育所、認定こども園でスムーズに集団生活を送ることができるよう配置される保育士。

休日保育

保護者の就労形態などで、休日（日曜・祝日）に家庭での保育ができない場合、保育所、認定こども園等で子どもを預かる保育のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことをさす）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。平成5年度に国の事業として創設された。

子育て世代包括支援センター

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する機関。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

子育てサークル

子育てをする人が、自主的・定期的に集い子育てに関する相談や育児体験の情報交換、様々なイベントなどを目的に自主的・定期的に行うグループ。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対し、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援を行う機関。

サ行

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

CLM（チェック・リスト・in 三重）

保育所・幼稚園等に通う気になる子の行動等を観察し「個別の指導計画」を作成するために旧三重県立小児心療センターあすなろ学園（現 三重県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール。

自然保育

子どもの自己肯定感の向上に効果があるとされる幼児期における自然体験をとおして、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、野外を中心に、地域の自然を活用する体験活動を取り入れた保育や幼児教育のこと。

児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけること。身体的な暴行のほか、わいせつ行為、著しい食事制限や長時間の放置などの育児放棄（ネグレクト）、こころに傷を与える言動なども含まれる。

児童相談所

児童の福祉増進のため、児童福祉法に基づいて都道府県に設置される機関。児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる。

児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される手当。所得が一定額以下で、小学校修了前（12歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者が対象。平成22～23年度は子ども手当として支給され、平成24年度は児童手当の名称に戻された。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。父と死別、あるいは両親が離婚、母が非婚などで生まれた児童に対し、養育者に支給される。支給対象児童は18歳未満。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うものであり、その中で、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

タ行

つどいの広場

子育て中の親が気軽に集い、交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供する取組。専門職（保健師や保育士など）による相談や、一定の研修を修了した支援者が、親子の相手をしたり、子育て関連情報の提供なども行う。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさすこともある。

特別児童扶養手当

障がい児への扶養手当。この制度は昭和39年に20歳未満の〈重度精神薄弱（精神遅滞）児扶養手当〉として発足したが、昭和41年に法律改正し、精神または身体に著しい障がいのある児童を扶養する者に対象が拡大され、名称も〈特別児童扶養手当〉に改められた。

ナ行

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業。

妊婦一般健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査のこと。母子健康手帳と同時に、「母子保健のしおり」の妊婦一般健康診査依頼書及び結果票を交付し、妊婦健康診査費用の一部（14回）を助成している。

ハ行

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡、調整を行い、地域における相互援助活動を推進する事業。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障がいのある子ども等の行動の改善をめざすプログラムのこと。

保育所型認定こども園

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能をそなえることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

放課後児童クラブ

就労により放課後や夏休みなどに、保護者が家庭にいない児童に対し、授業の終了後に公共施設等を利用して設置する遊び及び生活の場のこと。

マ行

三重県子どもNPOサポートセンター

三重県行政及び県内29市町行政、県内企業、県内NPO及び関係団体の協働により、子どもが豊かに育つ三重県の地域社会をめざすため、子ども支援、子育て支援が子ども主体で実施充実していけるようにサポートする事業。

民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じるなど支援をしている。

ヤ行

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

ラ行

リフレッシュ大台学園

地域の方々の協力を得て子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する団体。